

厚岸町議会 平成24年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成24年9月7日

午前10時39分開会

- 臨時委員長（中川委員） ただいまから、平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 年長委員指名にて決していただきたいと思います。

- 臨時委員長（中川委員） ただいま年長委員指名の声がありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、私から、委員長には谷口委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、委員長には谷口委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

- 委員長（谷口委員） 委員会を再開いたします。

これより、副委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 委員長指名にて決していただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
それでは、委員長において、副委員長には室崎委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、副委員長には室崎委員が互選されました。
それでは、早速審査を進めてまいります。
議案第57号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

8ページ、事項別明細書をお開き願います。

10ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めてまいります。

歳入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧事業費国庫負担金。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで自殺対策緊急強化推進事業というものが出てきているんですが、聞くところによると、現在、国内で年間に自殺をする人が3万人を超えていると。そうすると、1億何千万の人口の中の3万人ですから、我が町の人口に置きかえると、1万人で3人。だから、厚岸町が特別自殺の多い町だとか特別少ない町だとかという話は聞いたことがないので、大体平均で考えると、3人ぐらいは毎年自殺しているんじゃないかということが推定されるわけです、あの人とこの人とと数えることできないから。それで、町としては、そのあたり、実態をつかんでいるのかどうか。

それから、今回、緊急強化というふうに、「緊急」というものがついている。この事業

というのはどんなことをやって、それから、緊急というものが入るといのは、どういう課題によるのか。道ですから、北海道として緊急に対策を講じなければならない何かがあるんだろうと思います。そういう背景を含めてご説明をいただきたいと。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

この事業は、北海道が進める自殺予防対策において、市町村が実施主体となってさまざまな事業を展開しようという内容でございまして、まず、厚岸町の実態でございすけども、これまで私どもの発表いただいている中での数値、状況でございすけども、平成21年まで出ておりまして、平成21年が3人の方々、それから、平成20年は6人の方、平成19年では4人の方と、このように、実はデータとして発表のある分を把握しているところでございす。

平成22年、23年については、追って発表になると思いますが、現在のところ、正確なところは把握していないところでございす。

北海道においては、各市町村への自殺予防対策の推進ということで、北海道としても、うつ、自殺予防対策を進めているところでございまして、昨年度も、実は、緊急と言うんですけども、単年度の事業として、平成23年、24年というふうにやってきております。

こういった中で、相談支援者を養成しようという、いわゆるゲートキーパーというふうに私ども言っているんですけども、こういった方々を市町村窓口に配置し、相談、対応をとるようということも一つでございすけども、これについては、9月13日に開催される研修に、厚岸町から1名、実は出席させる予定でおりますが、こういった緊急事業については、そういう相談支援体制の整備、そんなようなことを図っていただきたいというのが道の緊急強化事業の趣旨でございす。

メニューについては、いろいろと幅広くできるということで、普及啓発事業、それから人材養成事業とか電話相談事業とか、それから、うつ病医療体制強化事業とか、こういうような六つのメニューがこの補助事業の中で出ておりまして、今般、普及啓発事業ということで、釧路市の精神科病院の医師に来ていただいて、庁内でうつに関する講演会を開いていただいて、同時に、私ども、普及啓発のためのパンフレットをちょっと作成したいということで、この予算も盛り込んでいるんですが、そういった物資を活用して、健康まつり等で、多くの方が訪れるイベントなどで普及・啓発を図っていきなと、そういった内容でございす。

●委員長（谷口委員） 12番。

●室崎委員 今、答弁の中に出ていたんですが、うつというものは現代病だと言われていすけども、厚岸でも結構多いようですね。

それから、今、統計発表でもって、6人という年があったというのでちょっとびっくりしたんですけども、平均の倍という数字を出しているわけです。

それで、これはどこまでも所属官庁が、間違いなく自殺だというものを拾った数字で

すよね。だから、分け入ってみれば自殺なんだけれども、自殺とされない事例というのは相当あるらしいんですよ。だから、実際の数というのは3万人というけども、それは統計にあらわれた数字で、いわば氷山の一角で、実態はまだまだ多いんだというようなことを言う専門家もいます。これは、厚岸町でも、どこでも同じだと思うんです。

そういう中で、少しでもそういうところに追い込まれる人を未然に救い出そうというのかな、そういうことでのいろいろな対策がとられているというお話でしたが、一つには、ちょっと名前は忘れましたが、電話相談だとかいろんなことをやっているようですが、厚岸では、少なくとも「あみか」の窓口では、こういうことについての相談に乗る相談員というような方はいらっしゃるのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在いる保健師で対応しているところが実態でございます、専門の研修等を受けた職員は、まだ配置できていない状況でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 こういう問題というのは、保健師の方は相当訓練を受けていると思いますので、素人だとは言いません。

ただ、例えば私がこういうことで大変な問題なんだということを聞いて、一念発起して相談に乗るといのは大変危険なんです。場合によっては逆の効果を出すこともあるらしいです。やはり相当にきちんとした訓練を受けていなければならないということは間違いないようです。それは進めていただきたいし、もう一つは、そういう悩み事があったときに相談してくださいと、相談に幾らでも乗れるんですからというようなことをふだんから、本当に死神がついてしまってから相談に乗る人はいないらしいんですけども、その前段階だと思いますが、やはり悩み事があったときに、人に相談をする時期があるようなので、そこでそういうことを思い出してぱっと相談できるようなものがあれば、相当に、そういうところまで落ち込む前に何とか手を打てるんじゃないかという話も聞きますので、その点お願いしたい。

それから、もう一つは、今、パンフレットをつくるというんですが、現在はパンフレットはないわけですね。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在も保健所等から啓発用に私どもに、窓口等に配布する部数程度でございますけども、そういうような形では数種類、私ども確保してございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 今回、パンフを厚岸町としてもつくって、それで、「食と健康まつり」だとか、そのほかいろいろなイベントや見えるところでどんどん配りたいということなんで、ぜひ進めていただきたい。今そういうものがあって、そして、曲がりなりにも相談に乗りますよというようなことを町が行っているということを知っている町民というのは、ほとんど皆無に近いという現状だと私は思います。

前に私、一度パンフのことは聞いてますけれども、その後、町なかで、こういうことがあるんだよねということを知り合いやそういうところから聞いたことは一度もありません。時たまこっちが思い出してそういうことを言ってみると、へえ、そういうことあるのという反応しかありません。ですから、このあたりをもう少し幅広く町民にそういうことをわかってもらう。それが何かのときにふとそれを思い出して、それがする糸になってもらえばいいわけですよ。そういうことになっていくと思いますので、その点もお願いしたい。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 現在、実は保健師が、欠員といたしますか、従来いた保健師よりも少ない状況の中で活動しているということでもありますけども、すべてが保健師でカバーできるわけではございませんけども、そういった精神保健部分の強化というものは当然やっていかなければならないということで、一方、同時に町民に、窓口として「あみか」があるんだということのPR、これは継続を欠かさず今後やっていく必要がございますので、そういう観点を持って今後推進してまいりたいと思います。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

4目農林水産業費道補助金。

5目商工費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 17款財産収入、2項財産売払収入、6目有価証券売払収入。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ふるさと納税という制度があると聞いていますが、それは、この一般寄附

金に当たると思うんですが、それで間違いないでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） おっしゃるとおりであります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 安心しました。ちょっと恐る恐る聞いたんですけど。

それでなんですが、1カ月か2カ月前に東京厚岸会というのがあったと思うんです。毎年行っていますね。それから、この前は札幌厚岸会。札幌厚岸会からいただいた、おいしいおせんべいを議員の控え室でもいただきました。

というふうに、全国に厚岸出身者がいます。そして、ある意味では地元で暮らしている我々以上に厚岸に関する熱いまなごしを寄せているというふうに聞いております。

それで、ふるさと納税という制度は、納税と言っているけれども寄附なんです。たしか住民税の何%を限度にして、自分の住んでいるところ以外の町に寄附をすると、その分が課税対象から外されると。事実上、免税を受けるという制度だというふうに聞いています。

それで、厚岸町としては、ぜひ全国にちらばっている厚岸出身者、そういう会だとかいろいろなことでわかると思うんですが、そういう方に、ふるさと納税を行ってくれないかということ働きかけ、今やっているのかどうか。やってなければ強力に働きかけをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 現在は、ふるさと納税と言われていたものがふるさと寄附金という名称に変わっております。

実際に、東京厚岸会の会員の方々、また、札幌厚岸会の会員の方々を初め、たくさんの方にふるさと寄附金をいただいている現状にあります。特に3月11日以降増えたという感じはしております。

確かに、他の市町村等でもホームページ等でふるさと寄附金の募集というのを働きかけている市町村もあることを確認させていただいています。町としても、町にとって、これは財源になりますので、ホームページ等で宣伝をするとともに、東京厚岸会、さらには札幌厚岸会等でもその呼びかけを行っていきたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ぜひ、これ、積極的に行っていただきたいと思います。それは、一つは、そういう組織が出ている中で、はっきりしている人に働きかける、これはもちろんですが、つてを頼ってという言い方もありますけれども、少しでも輪を広げていただきたい。

それから、ホームページというのは、見ない人はわかんないですよ。見て初めてわかるんです。載せることは大いに結構ですが、それが果たして、そういう意味で積極的宣伝になっているかどうかというと、甚だ私は疑問。

財源収入ということからいったら、はっきり言って微々たるものだと思うんです。それで、なおかつ、そのためにいろいろなPRを行えば経費がかかりますよね。それから、当然、ふるさと寄附金ですか、今は。それを行っていただいたところに、例えば「広報あつけし」を送るか、いろんなことをすると思うんです。そうすると、その経費もがかかりますよね。すると、プラス・マイナスで、マイナスになるところまではいかんとは思いますが、そんなにプラスは出ないと思います。でも、これ、厚岸町の大変なPRを行っていることになるんですよ。そうすると、厚岸町というものを厚岸出身者を通じていろんなものを発信していると。その発信料だと考えたら、えらい安いもんだと。

それから、やっぱり、自分あてに、自分のふるさとから、恐らく郵便か何かになるでしょう、今は郵便以外の郵便物もありますけども、そういうので自分の名前を書いたものが送られてくる、これは大変うれしいわけです。そういうところから、いろいろな新しいものが出てくる可能性もあるわけですよ。そういう意味で、ぜひこれは積極的に輪を広げていくということを進めていただきたいと。その核になるのが東京厚岸会であったり札幌厚岸会であったりすると思いますけども、それ以外のところにもどうやって進めるかということをいろいろご検討いただいて、進めていただきたい。それが厚岸応援団をつくる一つの基礎になっていくと、そのように思いますので、よろしく願いしたい、そういうことです。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員おっしゃられた方法も参考として、厚岸町の応援団を広げるために積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目衛生費寄附金。
9番、南谷委員。

●南谷委員 18款、1項寄附金、4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金6万2,000円、ここで伺いをさせていただきたいと存じます。

たしかこれはイオン北海道のレジ袋の関係の6万2,000円と聞いていたのですが、まずこの6万2,000円の内訳等についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） この寄附金の内容でありますけども、ポストフル厚岸支店におきます前年度分のレジ袋の代金の一部を町民に還元したいということと、その趣旨、目的としましては、使い道として、環境保全活動に活用してほしいという内容での寄附でございます。

総体的な金額はわかりませんが、総体の金額から一部の寄附ということで、6万2,453円につきましていただいたものと、それが今回の寄附金となったものというふうに思っております。

- 委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 そうすると、お店に行っているマイ袋を持っている方々の協力のおかげで、店がレジのところで袋を必要としなかった分の代金を、その一部というんですか、これが、総体額というのは店のことですからつかめないんですけども、こういうことで来たという理解でよろしいんですね。

それから、6万2,000円を環境政策寄附金ということで、この使い道というのはどのようにされているんですか。

- 委員長（谷口委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） まず、使い道でありますけども、これは歳出にも記載してございますけども、基金につきましては10万円単位でございますので、6万2,000円に3万7,547円を加えて、10万円ということで歳出のほうに環境保全基金として積み立てをするということで記載をさせて、補正をお願いしているところであります。

それから、寄附の趣旨でありますけども、以前にご説明というか、ちょっと今回のイオン北海道の寄附採納の趣旨というのが、今回につきましては、あくまでも前年分のレジ袋の売り上げ、結果的に買い物袋をたまたま忘れたとか持ってこなかった方について、レジのほうでレジ袋を購入された、1枚3円から5円、その範囲の中で購入された売上代金総体の一部6万2,453円について、今回はその分を寄附として町のほうに申し入れをしたという内容でございます。

以上でございます。

- 委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 そうしますと、ちょっと僕も誤解していたんですけども、レジ袋の購入した代金の一部と、こういう理解をすればよろしいんですね。

せっかくの、何というのか、自然に優しくという、エコのためにもそういう事業をされていることを、やっぱり町民にも理解をしていただくということでは大事なことはないのかなと思います。こういうことで町としても受けていますよというものを、町民にもやはり、協力していただいている方々に、もっとその運動を進めるためにも何らかの方法を講じていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） この分の金額の周知、広報PR等につきましては、広報あつ
けしのほうに記載をして、町民のほうに周知をさせていただきたいというふうに考えて
ございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（南谷委員「はい」と呼ぶ）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 21款諸収入、6項雑入、2目過年度収入。

3目雑入。

6番、堀委員。

●堀委員 町有建物災害共済についてお聞きしたいんですけれども、今回、厚生労働施設
と文教施設が5月6日の落雷によって被害を受けたと。先ほどの提案理由説明の中でも、
厚生労働施設については災害共済金を、額の確定次第、今後計上するんだと言っていた
んですけれども、学校施設も当然、災害共済金の対象になると思うんですけれども、この
災害共済金の請求関係というものはどのようになっているのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） 今回計上してはございませんけれども、実は工事発注後、補
助金を引いた額の中で災害の保険の関係が算定されることになっています。それが算定
されますと、今度はそれを優先して、起債のほうを減らすというような方策をとろうと
考えてございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 若干ちょっと歳出のほうの財源内訳のほうになってしまうんですけども、お許し願いたい。

そうすると、それぞれ地方債と一般財源というような中で、今回、国庫負担金が約2分の1ぐらいということで、残2分の1全額が災害共済金として支給されることもあり得ると、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） 現在の国庫補助金につきましては、査定額の3分の2が充当されます。ただ、査定額ですから、全事業費ではございません。全事業費の中には査定されなかった部分、それから対象外の部分というものがございまして、それらも含めて残った額について、保険金については、ちょっと何とも、詳しいことは、今の折衝の段階では読めてきていませんので、そういう、かなり大部分で保険金が充てられる可能性もあるというふうに考えています。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 3節雑入、ここでお伺いをさせていただきます。

釧路産炭地域活性化事業費補助金、ここに、この事業だけで5本ですか、それぞれ事業あるんです。改めて伺いたいと思うんですけども、中ほどに商工振興費4,800万円が計上されています。この事業につきましては、歳出のほうで改めて聞かせていただくんですけども、まず、産炭地活性化事業補助金、4,800万円なんですけれども、ほかの補助金は全部ストレートで歳出のほうに計上されていないんです。ということは、それぞれの資金があるんですけども、この4,800万円については新たな制度、たしか町報に募集があったと思うんです。今回、この事業者に手を挙げる方がいて対象になったと理解しているんですけども、改めて、産炭地活性化事業、新規事業と後ろには書いてあったんですけども、この制度、それから、今後、厚岸町として、まだまだこういう枠があるのかどうかも含めて、まず、他の産炭地、かつてもあったと思うんです、この産炭地活性化事業補助金というのは。これらとの違いというんですか、全く中身について僕は詳しくわからないものですから、概略でいいですから、それぞれちょっと、産炭地資金の補助金の内訳、まず概況みたいなものを説明していただきたいなと思います。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） それでは、お答えさせていただきます。

産炭地域にかかわる助成につきましては、平成18年から23年12月にかけて旧基金、産炭地域の発展基金につきましては、旧基金と新基金というふうなものがあります。旧基金につきましては、基盤整備というものにその財源を充てるという目的で設置されてい

たものでございます。新基金と言われるものは、新産業の創出にかかわる部分という使い道で基金が増設されていたものでございます。

平成18年から5年間という期限が設定された中で、旧基金については取り崩しにより事業を行ってきたということで、昨年12月をもって、厚岸町に配分されていたすべての基金1円残らず充当させて、使わせていただいたということでございます。

新基金につきましては、先ほど申し上げましたように、新産業の創出という部分が対象になってございました。これまではどうしても新しい企業が厚岸町に入ってくるという状況には難しい部分もありました。これは、新分野であるだとか新技術であるだとか、あるいは新商品開発に伴うもの、なおかつ雇用の創出が図られるものが対象というものでございました。

ですから、釧路の産炭地域といいますのは、釧路市、浦幌町、釧路町、白糖町、そして厚岸町、1市4町が釧路産炭地域でありますけれども、その中でほとんど使われるという、新基金を使われるというのは、釧路市あるいは工業団地を持っている白糖町というところが使っただけでございました。

ただ、そういった部分では、使い勝手が、こういった厚岸町のほうについては悪いという状況もあったんですが、一方では、やはり基金を、言い方は悪いですけど塩漬け状態にするということについての問題もあるということでは、産炭機構の中でも検討されて、市、町が行う事業であっても、産業の創造に資する事業であれば対象にしようということで、本年の4月から、そういった部分も対象メニューに上げていただきました。それに伴って、新年度当初予算において、今も雑入で上がっていますが、商工振興の4,800万円を除いて4本の事業、これは3分の2で充当させていただきました。

市、町の部分も3分の2ということでしたけれども、産炭地域というのはどこも財政的に厳しいという中では、やはり、旧基金と同様、10分の9の助成率という要望も各市、町からあったわけでございます。それで、民間の事業がやる部分については従来どおり3分の2ですが、市、町が事業主体で行う助成率については助成対象経費の10分の9にするというものが、4月1日から取り扱い規定が変更になって変わったということでございます。それに伴いまして、当初の3分の1で上げていたものから10分の9に助成率を変更させていただいて、申請をさせていただいたと。そして、交付決定をいただいたのが6月20日付でしたので、6月定例会では間に合わなく、この9月定例会のほうで上程をさせていただいたということでございます。そのため、今回上げている4本の事業につきましては、いずれも当初予算3分の2で見ていたものを10分の9に助成率が変わったことに伴う増額変更ということになってございます。

ちなみに、厚岸町につきましては、新基金の配分額、2億6,057万円でございます。平成24年度、今回の9月補正に上げている額を含めると、9,790万円の執行予定というふうになりますので、今現在では1億6,267万円が配分額で残っているという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変明快な説明をありがとうございました。

できれば、僕は一生懸命、恥ずかしい話、これを見ていたんですけど、今、まちづくり推進課長の説明を聞いてよく理解できたんですけど、我々はプロでないんですから、そういうスケジュールが変わってきて、同額であればわかりますよ、歳出歳入で。調べようないんですよね。やっぱりその辺について、例えば産炭資金がこうなりましたぐらいの話を議会にもやはり、ちょっと説明をしていただければなと思います。そういうふうに変化がなくなっていくわけですね。何で4本あるのにこうなんだろうという、非常に、ちょっと言ってくればわかることなんだけど、理解できないんです。もっとやっぱり、お互いに、教えてもらいたいなと私は思います。

それから、1点だけ確認したいんですけども、そうしますと、この4,800万円についてなんですけれども、厚岸の天井とかというのはあるんですか。

それから、資金ボリューム、何年間にわたってこの事業が、全体ボリュームで厚岸町の枠がどのぐらいなのか、この辺についてもお尋ねをさせていただきます。わかりますか。全体像ということは、この新たな制度というのが走り出した。その総体枠で厚岸町の枠が大体このぐらいありますよ、何年の間こうですよというものを教えていただければなと思います。

●委員長（谷口委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長）　先ほども少し厚岸町の配分額というものをご説明させていただきましたが、2億6,057万円でございます。今、この補正予算が可決いただいたという想定で、その後における配分の残高というのは1億6,267万円というふうになります。

先ほど主な概要を説明するに当たって、旧基金のことを触れさせていただきました。夕張のいろんなこともありまして、旧基金につきましては、平成18年の12月から5年間という期限を設けられて、その間に活用するというところでございました。新基金につきましては、これは期限は今のところ示されておりません。ですから、この厚岸町に配分をされた基金を使って、有効に町内の産業振興のほうに資する事業に充当させていただきたいというふうに思っておりますので、毎年、厚岸町が行う事業につきましては、3カ年実施計画、そして予算編成の中で審査をさせていただきますし、民間事業につきましては、毎年度、広報等を通じまして、厚岸町内の各企業に周知をさせていただきながら、その使い道については諮っていきなさいというふうに思っているところでございます。

なお、釧路の産炭機構の制度でいきますと、民間で行うものは補助対象経費の3分の2までということになっておりまして、その上限額は示されておりません。ですから、それぞれの市、町に配分された範囲内で3分の2までは補助金を支出することは可能でございます。しかし、厚岸町においては、この新産業創造等助成規則というものを本年4月1日から施行させていただきました。補助対象経費の3分の2以内、なおかつ5,000万円未満という上限を設定させていただいて、この運用を図っているということでございます。

それと、最初に言われました、そういった制度の変更になった場合の説明でございます。従来の3分の2から10分の9になったという説明がされていなかったということで

ございます。

そういった指摘を受けましたので、今後、このような、大きな制度の変更になるようなことがありましたら、都度説明をさせていただきたいというふうに思っております。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 22款町債、1項町債、6目土木債。
9目災害復旧債。
6番、堀委員。

- 堀委員 先ほどの保険の中でもちょっと聞いたんですけれども、そうすると、今、120万円というふうに災害復旧事業債を上げられているんですけれども、これは、これから変わる可能性が十分にあるということで、もしかしたらなくなるかもしれないというふうに理解していいのかなと。ただ、それであれば、何で今回このように計上しなければならなかったのかと。通常、起債とかであれば、そんなの見込みとかじゃなくて、額がはっきりしてから上げると思うんですけれども、今回、このように変わる要素が十分にある中で上げた理由というのは何かあるのでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（米内山課長） 災害の保険の関係は、契約額のほうが優先されますので、この工事発注した後、保険のほうの額の算定ということになります。したがって、今現在考えられる財源の中で発注をして、それで、今度は保険請求をする中で起債を減らしていくというようなことで考えてございます。

- 委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、この120万円の財源充当を別に起債として考えなければ、歳出関係のほうの財源として出し得なかったと。だから、この120万円というものを、変わる可能性があるけれども起債として上げたんだというふうに理解していい、120万円ぐらいしか言いませんけれども、そのくらいも充当ができないがために今回上げたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（米内山課長） まず、財源充当の順番としましては、一財をできるだけ使わないような形で、あと、災害復旧債についても、有利な起債でございますので、まるっ

きり一般財源を充てるというようなことでは、より有利ということの中で、順番的にこういうような措置をとらせていただいていると。あくまで保険のほうにつきましては確定がしていませんので、そういうような状況の中で計上させていただいたということの内容でございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ですから、物事をやるときに、すべて財源としてなければならないというものじゃない、例えば一般財源として持っておいて、額が確定してから上げてもよかったんじゃないかということなんです。そのように私は思うんですけども、今回の120万円と、一般財源として上げられているそれぞれの、31万6,000円とか44万2,000円とか25万円という、足した金額というものをすべて一般財源としてやっておいて、保険金の額が確定した残額の起債充当率を掛けたものを、額が確定した段階でやればよかったんじゃないのかというふうに思うんですけども、いやいや、そうじゃないよと、今現在、総額で497万6,000円をこれから工事発注するに当たっては、一般財源としては31万6,000円、44万2,000円、25万円しかないから、ほかのものはすべて起債として上げなければならないと、そういうようなものだったんでしょうか。実際に、厚岸町の財政的に、そこまで逼迫しているというふうに理解しないとならないんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からご答弁させていただきますが、今般の補助災害復旧事業費の財源の取り扱いにつきましては、このように考えました。

まず、係る災害復旧事業が補助災害になるのかならないのかという点が第1でございました。この点につきましては、教育委員会のほうで迅速な事前の文科省との折衝をして、最大限の負担金の内定をいただいたというふうに思っています。というのは、落雷における災害の査定というのは非常に難しいと言われておりますので、普通でしたら大雨だとか河川の氾濫だとか、そういったことで、わかりやすい災害査定を受けるわけですけど、本当に落雷によってこれが起きたのかということ、何度も何度も折衝した中で認めていただいて、文科省においては補助災害復旧事業というふうに認めたということです。

実は、その後の財源の順番としては、補助災害の査定を受けたら、次に、今度は補助災害の復旧事業債というのが、通常はこれはセットになります。ですから、順番としては、国の負担金、それとセットとなる復旧事業債というのを北海道の財務局のほうに、負担金の内定を受けたんで、この補助復旧事業債というのも充てることはできるかということ、厚岸町としてはもう打診しております。これは、負担金がついたならば、自動的にその復旧債を国は認めるということも担保しておりますので、これをセットで今回上げさせていただいたと。

それから、この事業はまだ発注しておりませんので、共済のほうもおおむね対象になるだろうというふうには言われていますが、発注した後に、額が確定してから申請行為

になるということで、財源の順番としては3番目になってしまいます。ですから、今回は特定財源として見れる国の負担金と起債を充てさせていただいたと。ただし、これまでもご説明していますとおり、共済金の対象になるということはお質問者もご存じのとおりですので、その確定がした場合は、起債の計算上、共済金のほうが今度は特定財源として優先されますから、負担金を充てて、次に共済金を充てて、その残についての起債の今度は査定に変わってくるということをございます。その段階で、いずれにしても特定財源ですので、特定財源の振りかえでもって財源が確定した段階で補正措置をさせていただきたいということで、あくまでも特定財源を優先させた中で今回の補正措置をさせていただいたということでもありますので、この辺はご理解いただきたいというふうに思います。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

14ページからとなります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

4 目情報化推進費。

6 目行政管理費。

10 目企画費。

12 目車両管理費。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

2 目心身障害者福祉費。

4 目老人福祉費。

8 目社会福祉施設費。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

4 目児童福祉施設費。

5 目児童館運営費。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 有害動物対策として21万円ついているんですが、これ、今の提案理由説明の中でノイヌの話が出ておりました。一時大変な状況があったんですが、その後、落ち着いたというふうに聞いていたんですが、ここで補正が出てくるということは、また何か

動きが出てきているのでしょうか。そのあたり、現状の説明をお願いいたします。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 今回の補正でありますけども、委員ご存じのとおり、山間部のノイヌの駆除が主でありまして、駆除の要請にかかわるハンターの駆除奨励金として、当初6頭分予算化してございました。ですから、3万6,000円当初予算で組んでおりましたけども、今回、既に26頭実績として駆除を行っております。

今後の推移として、年度末までに、この状況でいくと、もう15頭ほど駆除の要請があるだろうという判断のもとに、総体で41頭になる見込みということで、今回、35頭分の補正をお願いしたいということで、21万円の補正をお願いしたいという内容であります。

増えているかといいますと、理由はわかりませんが、とりあえず農家さんの要請が今回非常に多かったということでございまして、今回補正をお願いしているという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは報償費だから、要するに要請があつて駆除した数がふえれば、その分だけ報償費が増えるということですよ、単純に言えば。

それで、私のほうでちょっと現状ということでお聞きしたいのは、駆除が非常にスムーズにいったら、捕獲頭数というのか駆除頭数というのかちょっとわかんないんですけども、その頭数が増えているということは、被害を未然に防いでいるということのあらわれであると。したがって、被害は現実問題としては出ていないということなのか、それとも、被害もしくはあわやというようなものが頻繁に起きる状況に入っているのか、駆除要請が出て駆除の頭数が増えたのか、そのあたりによって大分違うと思うんです。そういう現状について説明をしていただきたい。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 農家さん、二通りございまして、もちろん委員おっしゃったとおり予防的な面も確かにございます。ただ、子牛の鼻をかじられたとか、そういった被害も、毎年は起きているんですけども、ことしについても牛の乳房をかじられたとか、そういった被害がございまして。

農家さんの要請は、被害のあったことと、それから予防的な面と、両方含めた中での件数というふうにはうちのほうでは押さえてございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 被害が例年に比べて多くなっているのであれば、強力な対策をとらなきゃなんないだろうというあたりで、どういう動きがあるのかということなんです。

それから、もう1点は、有害動物というのは、この項目ではノイヌに限られるということでしょうか、それとも、ほかにも有害動物として考えなければならないものというものはあるのか、そこだけちょっと、簡単に結構ですから。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） まず、1点目については、一時的なものなのか、恒常的なものなのかについては、これはまた、ちょっと推移を見守っていきたいというふうに思っています。

それから、もう1点については、今回の予算化については、あくまでもハンターさんの駆除ですから、ノイヌに関しての駆除ということの予算化したものであります。

ただ、町のほうとしましては、このほかに野犬（やけん）掃討ということも行ってございます。これについては、野犬（やけん）というのは、何らかの形で人間に依存しているほうの犬のことでございます。そういった野犬（やけん）についても、町のほうで要請があれば順次、要請に従いまして、私たちのほうで処理をさせていただいてございますけれども、今回の予算については、あくまでもノイヌの関係の予算ということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

いずれにしても、非常に危険性が高いんですよね、人に対しても。かつては登校途中の子供があわやというような事件もありましたんで、これについての掃討は力を入れていただきたい。

それから、この予算がノイヌであるということはわかったんですけど、それと野犬（やけん）と、どっちも犬ですよ。あと、カラスなんかはこの中に入るんでしょうか、それとも別の何か項目になるんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） カラスの駆除に関しての予算化については、有害動物対策、個々の項目で同じ項目ということでもあります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 簡単に申し上げますが、実はカラスに牛の乳房をつつかれたり、あるいは、ほかの、いわゆるそういう農家の、ほとんど牛ですね。これが、いたずらをされてという言い方で言えば、何か非常にささやかな話に聞こえるんですが、結構大変な状況があるということも聞いておりまして、これについても、それぞれ各農家では、カラスが牛舎に入ってこないような方策をとったり、いろいろ努力なさっているという話も聞いて

ますけれども、決して無視できない問題だという話も聞いております。これらについても、やはり、カラスの駆除も、結局は鉄砲で行うことになるんじゃないかと思うんですが、これらについての町の対策と効果、それから、これからどうしようかというようなあたりも、簡単に結構ですから教えてください。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 先ほどのご答弁で、ちょっと訂正をお願いします。

有害駆除対策ということで予算化をしていると、ここの項目だと、同じ項目というふうに申しあげましたが、実は総務費のほうの有害鳥獣の駆除奨励ということで、今回は予算化してございませんけども、当初予算のほうで237万2,000円を計上して、その中で野生鳥獣被害対策協議会というところに補助金を出してますけども、その野生鳥獣被害対策協議会の中での駆除を行っているという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

今、委員おっしゃられたカラスの関係につきましても、農協のほうで農家からの被害を取りまとめて、有害駆除の申請を町に上げて、道のほうから委託を受けていますので、町のほうから認可をして、そういった形で駆除をしているという内容でございますので、今後とも、このカラス対策についても、被害状況等を確認しながら適切に駆除をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2目健康づくり費。

8番、竹田委員。

●竹田委員 心の健康対策という、新たな事業というふうに聞いていたんですけども、この内容についてご説明をお願いします。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） うつ病等の疾病による自殺対策が趣旨でございますが、内容等については、釧路市内の精神科医院によるドクターを招聘した講演会の開催と。自殺予防に関する普及啓発を行うパンフレットを作成し、町民に配布する、そういったような内容でございます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 自殺に対しての、「あみか」のほうでは、室崎委員の質問に対して、特別な人はいないと、保健師が一応いるだけだということだったので、ここで何らかの対策をするのかなというふうに思ったのでちょっと質問させてもらったんですけども、うつ病による自殺を防ぐための精神科医の先生が厚岸町に来て指導するんですか、それとも、どういった形なんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今回提案させていただいている補正の内容は、精神科医院の院長さんに来ていただいて、2時間程度のうつ病に関するお話をいただく内容でございます。

なお、人材の養成につきましては、釧路市内でも開催されておりますゲートキーパー、自殺を考えてしまわなければならないような方々の相談に応じて、引き続いた相談対応の中で、その人の見守りと、そういうような技術的な研修を受けて、相談支援の強化を図っていくということでございます。

真っ先に、まず、9月13日に開催される研修会には、当町の保健師をちょっと充てていく考えでいるところでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

4目水道費。

2項環境政策費、1目環境対策費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

5目農地費。

7目農業施設費。

8目農業水道費。

2項林業費、5目特用林産振興費。

3項水産業費、3目漁港管理費。

6番、堀委員。

●堀委員 ここで、説明の中では門静漁港のトイレ借り上げ料というふうに出ていたんで

すけれども、門静の漁港が使われるようになって相当期間たっているんですけれども、今現在でこれを計上する理由、本来であれば、トイレが必要だとかという地元の声があるのであれば、初めから設置しておくべきだったんじゃないのかと。そういった中では、地元との協議、調整というのはどのようになっていたんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） お答えいたします。

トイレの設置につきましては、地元の皆さんから要望は以前からいただいております。そういった中で、漁港にトイレを設置したいということで、国の漁港の整備事業の中でお願いできないかというようなことも含めて協議もしてきておりましたけれども、それにつきましては、国の事業ではできないということで、そうしますと、町が補助事業をもって設置をしなくちゃいけないというような状況が出てまいります。

それで、地元の皆さんとお話ししている中で、トイレを今設置しようとする、当然、水洗化をしたトイレというようなことになると、水道を引いてというようなことになるものですから、そういったことも含めて、トイレだけのために、手を洗うためだけに水を使うということで水道を引くというようなこともなかなかできないものですから、そういったことのお話もさせていただいている中で、きちっとしたトイレの整備についてはなかなか難しいということで、簡易トイレを設置させていただくと。今現在も、港町の斜路の船揚げ場のところにつきましてはそういった対応をさせていただいているという状況でございます、そういったことで地元の皆さんとはお話をさせていただいているところでございました。

それで、この予算につきましては、大変申しわけありませんが、当初予算に本来載せるべきものでございます。私ども当初予算にお願いをすることを忘れてしまっておりまして、大変申しわけなかったんですが、今回計上させていただいたという内容でございます。

トイレの設置につきましては、事前に協議をさせていただいて、今現在ある予算の中で流用させていただいて、既に設置をしているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

5目養殖事業費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

3番、石澤委員。

●石澤委員 消費生活のところで聞きたいんですけど、商工総務費でいいんですよね。

高校生とか中学生の消費トラブルというか、携帯とか、それから、そういうのでインターネットとかで消費トラブルというのが起きているんですけど、厚岸の場合、そういう事例というのは起きていますか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 消費生活の相談につきましては、一時的に町民の方々からあった場合には、うちのほうの商工担当のほうにご相談に来るということでございますけれども、いかんせん、やはり地元となると、相談もしにくいというのも実際にはあるみたいなんです。そういった部分では、厚岸町、釧路管内市町村そうでございますけれども、釧路市の消費生活センターのほうに業務委託で消費生活相談をさせていただいております。その中でも、ワンクリックという感じでしょうか、そういった被害に遭ったという状況は、これまでの間にも何件かはあります。その対処方法については、消費生活センターのほうから、どういう手続、あるいはどういう処理をすると、以後のそういった不当な取り立てだとか、そういったものを回避できる方法等を指導させていただきながら対応しているということでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸の場合は、大事には至っていないというふうに理解していいんですね。手前でとめられているということなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、私がお答弁申し上げたのは、実際に相談があった場合なんです。ですから、恐らく相談もされないでという事例も、ないとは限りません。そういった部分では、これまで厚岸町のほうでは、そういう消費生活の、国のほうの活性化のいろんな補助金もあったものですから、町民の広報誌と一緒に同封させていただいてパンフレットを配布するだとか、そして、何かあったときの相談窓口を周知するだとかという取り組みをこれまでも進めてきておりました。

また、成人式の際にも、そういった消費生活の中で、あるトラブルを紹介する事例集を配布したりだとかということを通じながら、そういった事案が発生した場合には、自分で泣き寝入りするのではなくて相談してくれよというような周知はしてきておりますけれども、いかんせん、それが全部、厚岸町内のほうで、相談もしない方々がいなかったかという、全部ではないと思いますので、そういった周知につきましては引き続き取り組んでいかなければならないものだというふうには思っております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員　それで、今はもう小学生から携帯とかは持っていますよね。それで、中学校とか小学校においても、消費者教育というのかな、そういうような項目を設けて、そしてやってほしいと思うんですけど、そういうのはどうでしょうか。

●委員長（谷口委員）　指導室長。

●指導室長（武山室長）　それでは、私のほうからお答えいたします。

幅広く消費者教育というと、教科の中では小学校、中学校も含めまして、家庭科の中でそういう項目があります。

ご質問者の今の内容では、主に携帯電話等のトラブルだと思うんですけども、この携帯電話及びインターネットのトラブルに関しましては、近年、非常に重要な課題であり、学校としても危機感を持って取り組んでおります。毎年、年度当初の保護者説明会の折に、携帯電話及びインターネットの家庭内でのルール、マナー、これについてのお願い、並びに各学校におけるネットトラブルの講習会、これに関しては、警察の職員を呼んだりですとか、あと、道教委釧路教育局の主催によるネットトラブル講習会、そちらのほうの研修を受けてきた教師が講師になって自校の生徒に研修を行うなど、特に中学校については以前から行っていたんですけども、昨今、小学生でもこういうトラブルに巻き込まれる可能性が非常に高いということで、各小学校においても、まだこういう事案がなくても、早目にこういうことに対する危機感を植えつけるということで、各学校ともこの予防に向けて取り組んでいるところではございます。

●委員長（谷口委員）　よろしいですか。

他にございませんか。

（な　し）

●委員長（谷口委員）　なければ、進めてまいります。

2目商工振興費。

2番、大野委員。

●大野委員　ここでお聞きしたいんですけど、この新産業創造等助成事業、先ほど歳入のときにも課長からご説明ありましたけれども、町内の業者がここでエアハウスを建てて、水耕栽培、野菜か何かなんだろうと思うんですけども、そういった産業をやるよと。その場合、4,800万円計上されているんですけども、3分の2、5,000万円以内でという先ほど説明があったんですけど、この新産業創造等、助成は外して、この事業というのは、どんなことをするとこれに該当になるのか。全く新規参入だとは思いますが、我々もしくは農業をやっている方が違う産業をやったらその該当になるのかとか、そういう何かちょっと説明をお願いしたいなど。

●委員長（谷口委員）　まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ご説明させていただきます。

新基金の取り崩し、運用、活用ということでございますので、先ほどの南谷委員の質問の中でもご答弁させていただきましたけれども、新産業の創出というものが条件としてあります。それで、なおかつ民間事業者が行う場合には、新分野に進出する、あるいは新技術を活用する、新製品を活用する、今までなかったような事業展開を行うと。そしてなおかつ雇用を創出するというのが条件というふうになってございます。

ですから、業種だとかそういった部分は、こういうものでなければならないというものはありませんけれども、例えば農業をやっている方が製造業のほうに新しく事業も起こしていただくとか、今回の場合には、鉄鋼関係をやっていた方がそういった水耕栽培をやるという部分で、新分野に進出すると。なおかつ雇用も4名ほど生まれるという中身をいろいろな、申請内容を精査しまして、これについては産炭の新産業の助成事業に該当するというので、今回上程させていただいているものでございます。

- 委員長（谷口委員） 2番、大野委員。

- 大野委員 内容はわかったんですけども、これ、当然、何年間かの事業計画書なり、何かを提出しなきゃなりませんよね、審査する材料として。今後5年間どうなっていくのか、将来どうなっていくのか、単年度ぼっきりでやめちゃっても困りますんで、そういうのというのは公表は、プライバシーの絡みありますからあれなんですけども、そういう資料とかは出してもらえないんでしょうか。

- 委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 現在、この事業につきましては、厚岸町のほうに助成申請が上がってきて、この申請が上がってきても、厚岸町は産炭の基金を財源として助成するというのでございますので、今、産炭の機構のほうに申請を上げている状況でございます。まだ交付決定をいただいているという状況でございます。

この申請の内容等々を出すというよりも、申請の内容によっては企業の秘密の部分等々ありますので、概略の部分ではこれを加工したりしながら準備するのはあれだと思いますが、これは今、まだ、審査委員会での内定をいただいている段階ということでは、詳しい内容については控えさせていただきたいなというふうに思っております。

- 委員長（谷口委員） 休憩していいですか。（大野委員「まだこれ、終わっていない」と呼ぶ）だから、引き続きまだあるしょ。（大野委員「はい」と呼ぶ）

昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

2番、大野委員。

●大野委員 午前中に引き続きましてあれなんですけど、まずお聞きしたいのが、この事業の総額といいますか、施設の総額を聞きたいのと、それから、一体そこで、計画書が多分上がっていると思うんで、一年間どれくらいの生産量で、もちろん水耕栽培ですから、あそこは営農用水通っていますから、多分営農用水使うんだらうと思うんですけども、それによって、営農用水、何年か前に引っ張ったんですけど、太田の家畜の水が足りないということで引っ張って、それを水耕栽培にすることによって、なお水が枯渇することはないのかどうか、その辺をまずお聞きしたいなど。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問のあった内容で、ちょっと詳しくこの事業の概要を説明させていただきたいと思います。

この事業は、株式会社スターファームという会社が、エアハウスを用いた水耕栽培を行うという事業でございます。

今の計画は、エアハウスを3棟建てて行うという事業で、この産炭の基金の活用事業の申請にかかわる事業費というのは、運転経費等を除きますので、その3棟にかかわる、設備も含めた事業費になりますが、1億3,324万5,000円でございます。このうち対象となるのは、これは税込みなものですから、対象経費はそれから税を抜いた部分、1億2,690万円という事業になります。この3棟のハウスで、今の計画でいきますと、年明けの2月から生産を開始するというところでございます。

初年度に当たります平成25年期は、つくる薬物というのは、サラノバレタスというものでございますが、これを30万個つくるという計画で、その翌年度以降は40万、43万と生産量を増やしていくという計画になっております。

生産したサラノバレタスというものは、実は、ある業者のほうで全量買い取りすると。その企業というのは、生協であるとかイトーヨーカドーのほうに出荷しているところなんですけど、そこ全量買い上げるという契約にもなっているそうでございます。そうしたことから、売り先についても見通しがついたということで、初年度からの収支の予測においても、黒字で運用ができるものということになってございます。

ちなみに、先ほども若干説明させていただきましたが、雇用という部分では、今年度4名の雇用を新たに考えているということで、実は1名、既に正社員を雇用してございます。そして、実際に水耕栽培を行っているところに既に1人は派遣をして、研修中であるということでございます。フルパートで平成25年は3名、翌年度以降1名ずつ増やしていくって、今の3棟では全部で6名の社員を雇用したいという計画になってございます。

そこで、水の枯渇のお話があったんですけど、これについては正直なところ、水道課含めて、どうなるかというところまでは現在詰めておりませんでしたので、申し上げられないと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（まちづくり推進課長「委員長、済みません、補足させてください」と呼ぶ）

●委員長（谷口委員） はい、引き続きお願いします。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 済みません。

今、ちょっと担当の者から聞きましたら、この水耕栽培につきましては、水は循環式で行うそうでございます。ですから、当初の部分は、ある程度一定の量は使えますが、それ以降使わないということではないですけれども、循環式でございますので、それほどの水の量というのは、軽減できるのかなというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

それでは、3番、石澤委員。

●石澤委員 済みません、同じ質問なんですけど、これで全部聞いたんですが、循環した後の水の排出というか、それはどういう形になっているかというのは聞いていますか。循環をして、全部循環させているわけじゃないですから、一部かえていかなきゃなんないんですよ、水耕栽培の場合は。その出たものは、どういうふうにして処理するかというものまでは確認していますか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） その最終の水処理までどうするのかは確認してございません。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 済みません、川に流れるとか、そういうことの心配とかは考えていないんですか。大別川に流れていきますよね、あそこね、もしそのまま流れたら。ほかでやっているところは、下水に流していくというふうに、ほかの地域でやっているみたいなんですけど、そこはどういう処理になっているのか。あと、結局、化学肥料を水に入れて水耕栽培しますからね。だから、そういうものがどういう形で水に入っていくのか。大別川に入った場合のことはどうなっているのか。それとも、そのままその場所に浸透させてしまうということになっているのか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後1時07分休憩

午後 1 時13分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 貴重な時間を費やしまして、申しわけありませんでした。

今、申請者である相手方にも確認をしたところ、水の使用につきましては、初期の場合は当然、ちょっと量は使いますけれども、あと、運転し始めてからは、一般家庭と大体同程度の使用水量ということでございまして、水につきましては、栽培に使われるものは常に循環をさせるということで、基本的には排出ということは考えてはいないと。設備上は排水を考慮したものになってはいないと。なおかつ、その栽培に用いる肥料等がありますけれども、培養液だとかいろいろありますが、そういったものについても、環境に影響する肥料を用いる予定ではないということでございますので、水が万が一、すべて循環といっても、少なからず水というのは流れるものでございますから、それが浸透されて川に行ったとしても、環境に影響があるような水が流れるという心配はないということでございます。

- 委員長（谷口委員） 3 番、石澤委員。

- 石澤委員 そう言いますよね、業者の人はね。いや、ごめん。

それで、これからもいろんな、多分こういう形で異業種の人が入ってくるということが起きてくると思うんですけど、やっぱり、そのときは、何かあったら困るんで、町のほうできちんと水を調べるとか、そういう形もきちっとしておいてほしいし、それから、ずっと続けて、きちっとやっていってもらうのが一番いいんですけども、もしこれが何かあったときに、撤退するようなことがあったりしたときには、町のほうでも責任はとるといことになるんですか、それとも民間だから民間でと、そこに置きっ放しみたくなるんでしょうか。かえって水耕栽培で千歳のほうであったときに、ハウスから何から全部そこに置きっ放しになって、今、新たに別な会社が入って立ち上げていますけども、厚岸の場合はそういうような心配は、地元の業者ですから、ないとは思いますが、万が一あったときはどういうふうな責任になるんですか。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時23分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。再三にわたりまして時間を費やして済みません。

排水の量が一定規模以下という部分では、水質汚濁防止法等々に抵触する物件には該当はしないわけでございますけれども、そういった法の基準等々ありますけれども、当初の計画の中ではそういうことで言っていますが、実際に当初の計画と反したものが排出されるようなことがあった場合において、それに抵触する法律があれば、それによって罰せられるということになってございます。

ただ、今回のこの案件につきましては、そういった循環式を用いるということで、これは厚岸町が初めてやるものではございませんが、道内でもいろんなところで実際に行っております。

そういった、一般的には家庭で使われる水と同じ量を使うということでございまして、なおかつ、そこでは環境に負荷を与えるような科学肥料等々は使わないということでございますので、そういった心配はないものというふうに考えてございます。

- 委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

- 石澤委員 家庭の水と同じと言いますが、もともと本当に肥料が入っている水ですから、だから、それをきちっと循環して処理するものがその会社であるというのをきちっと確かめた上でこの事業を許可する形かな、何というんだらう、道からの補助金でやっているからという形なんでしょうけれども、厚岸の場合は漁業もありますし、そういうものを含めて、やっぱりもう少しきちっとしたもので、罰するとか罰しないじゃなくて、出たときにどうするのかというのはちゃんと考えていてもらいたいと思います。

水耕栽培というのはいろんな意味で地場物よりも傷みやすいと、日持ちが悪いというのでも聞いていますし、本当に、どういう形で、排壤はどうするかといったら土壤に捨てると言っているところもあります。ですから、やっぱりその辺の、環境に対する負荷なんかは厚岸町として責任あると思いますし、それから、補助金でやっていますから、もしこのこれが立ち行かなかったときの責任はどうしますかとさっき聞いたんですけど、それは、ちょっと答えてもらっていないんですけど。

- 委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほどのご答弁で申し上げましたが、環境に影響を与えるような肥料等を使う場合には、委員おっしゃるようなことに重々注意をしないといけないというふうには思います。

ただ、こちらのほうから、今回の申請に当たって、申請業者であるほうに内容を照会したところによると、これは初めての試みであります。先進事例等、そして、先ほども言いましたが、株式会社アドバンファームというところは、厚岸で初めてやるわけはありません。道内のいろんなところで実際にこういった水耕栽培の手助けをさせてい

ただきまして、種、肥料等々は、こちらのほうから購入するということになってございます。そちらのほうに照会した上でも、環境に負荷を与えるようなものは用いらないう栽培をするということでございますので、そういった心配は今のところはないというふうに押さえてございます。

それと、万が一この会社がうまくいかなかった場合という部分で、実は、これは産炭の基金でありますけれども、原資には国費も入ってきてございます。ですから、会計検査の対象にもなる事業ということでもあります。

ですから、補助をする際の条件ということでは、そういった、万が一その会社に何かあった場合については、今回4,800万円という額を助成するわけでございますが、補助の耐用年数という10年間、あるいは、この助成金を求めて購入した物件の耐用年数未滿に設備したものを処分してはいけないうと、担保に供してはいけないうような条件も入っております、そういった耐用年数、あるいは10年至らないうちに万が一会社が何かあった場合には、相当額返還という条件も付して助成をするというよう内容になってございます。

●委員長（谷口委員） いいですか。

他にございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 今、石澤委員が大体一通りの問題点を全部指摘してしまったと思いますので、私は簡単に言いますが。全く新しいものですよね、この町では。それで、今まで見たこともないような新技術が導入されて、行われるわけです。それは、全国的、全道的に言えば例があるといっても、ここに住んでいる人間にとっては初めて聞くような話ばかりです。

そういう中で、何か特別な肥料や特別な薬を使ってやるんじゃないかなというふうには思ってしまうわけです。そういうものが多少なりとも環境中に放出されるということに対してやっぱり、今の時代ですから、町民はやっぱり漠然とした不安を持つと思いません。これ、持つなというほうが無理だと思います。

それから、聞くと、相手方は環境に影響を与えるような種類のものは使っておりません。今、それを照会して、そういうふうに言いましたと担当者はおっしゃるけど、何ていう薬を使っているのか、何ていう化学肥料を使っているのかはわかりませんよね、少なくとも今の審議の中では。だから、解釈を聞いているだけなんです。事実は聞いていないんです、僕らは。大事なのは事実です。解釈が、実際に環境中に放出されたときに影響を与えとか与えないうかを決めるわけじゃないんです。出てきた物質が決めるんです。

したがいまして、既に例があるんですよ、厚岸町は、そういうものに対処するための。全道でも非常に数少ない例を持っている町なんです。ミール工場というのがあったでしょう、今はなくなりましたけど。そこのところと厚岸町、公害防止協定を結んでいます。ゴルフ場とも公害防止協定を結んでいますし。そういう前例があるんですよ。

ですから、恐らくこの会社は、そういうものをきちんと考えている会社だと思うんで

す、そこまではっきりと自信持った回答ができるということは。であるならば、簡単にできると思いますので、操業する前に、何社の何という、化学成分が何の薬を使ってこうやるというようなことを明記した、それは町のほうでも判断すればいいわけですよ。今はどういう言い方するのかわからんけれども、ゴルフ場のころには魚毒性とか、そんないろんなものでもって類型分けされていましたね。そういうもので言うと、非常に環境に影響のないものを使うということがはっきりした、いわば協定書でも合意書でも何でもいいんですが、そういうものをつくっておけば、町民に対しても大丈夫なんですよということを自信持って言えるわけです。そういうことをお考えになってはいかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 石澤委員の質問に引き続いてのご質問でございますが、そういった心配はないものと私どもは今は思っておりますけれども、実際に、今、質問者が言われたような、どこの会社の、どんな肥料を使って、どんな成分のものをというまでは把握してございません。ですから、そういった心配を回避するためにも、公害防止協定、名前は、今回の場合にはどうなるかわかりませんが、そういった事例もちょっと勉強させていただきながら、相手方のほうともちょっと相談をさせていただきたいなというふうに思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 ほとんど皆さんに質問をしていただきましたので、私なりにもう少し聞かせていただきたいなということについてお尋ねをさせていただきたいなと思います。

まず、建物なんですけれども、どこの場所に、3棟と言われましたけれども、どのくらいのスケールでどんなものが建つのか、これがまず1点目でございます。

それから、町としては、雇用関係が生まれるとか、メリットもあるし、私も厚岸町として、この事業で町に活性化になれば大変ありがたいと。ぜひ進める上では頑張ってもらいたいと思うわけですが、やはり、民間でございますから、町としてどうこういう資金を、ただトンネルだけではないと思うんです。厚岸町として、募集会社に対しての認定基準みたいなものがやっぱりあったのではないのかなと。先ほどからいろいろご質問ございました。水の問題、環境の問題、これらも十分頑張ってくださいのために、町として適法であると、ある程度お墨つきを出していかれたと思うんです。それらについて、やはり町民にすれば、民間にこれだけの補助を受けるわけですから、きちっと町として精査をされたんだろうと思うんですけれども、どのような観点で、何を基準にというんですか、そういうものがもう少し、私には見えないので、その辺の関係について、どういうことで、どういう精査を、例えばスタッフがこういう関係でとか、どういう基準でこれをオーケー出しましたよと、その辺について、もう少し詳しく

説明をしていただければと思います。

まず、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） まず最初に、どこで行われるのかという場所でございます。

住所は、厚岸町大別100番地という地番にはなります。具体的に場所でございますが、道道厚岸標茶線を通って、標茶のほうに向かっていきます。すると、大別地区で、大別の集会所がございます。大別の集会所はカーブになっているところでございますが、その道路向かいから100メートルほど標茶側に寄った地点。ここは、以前、酪農を営まれていた方がいたんですが、現在離農をされていると。農業委員会のほうにお聞きしますと、農業委員会のほうでは現況では農地ではないということだそうでございます。この民間の方から、これは農協からの紹介があつてなんです、この個人の方から土地をお借りして事業を行うというものでございます。

エアハウスというものの規模の大きさでございますが、1棟は、横が10.8メートル、奥行き92メートル、この大きさのものを3棟建てるというものでございます。

それと、今回、先ほども言っていますが、株式会社スターファームというところに助成対象ということで補正予算を上げさせていただいておりますが、実は5月の広報誌の中で、こういった産炭地域の新産業創造等事業の助成を受けて事業起こしをしませんかというご案内をさせていただいております。その際には、助成の対象となるものは、厚岸町内において事業を実施する民間事業者ということでございます。ですから、その事業者には、こうでなければいけないという縛りはつけてはございません。ですから、既に事業を営んでいる方で、先ほども言ったような新分野のほうに進出をしていくだとか、新技術を用いたものを行うだとか、新製品を開発するだとか、そういったものにあわせて雇用の増加を見込める、そういった事業展開をする者に対しては、この助成の対象になるというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、大いに町の活性化のためにもこういう事業展開を活発にさせていただきたいんですけども、そうはいうものの、やはり国からの補助、町はトンネルみたいな格好になるんですけども、やはり町として何をしなければならぬという部分では、募集して、応募しましたよ、はい、さようならでは、やはり先ほど来言われていることに、今からなかなか、どういう問題が惹起するか、私もしっかり成功していただけるように期待しているんですけども、世の中いろんなことが想定されます。厚岸町の場合は、こういうケースというのは今までもあったのかもしれませんが、やはりこういう時代ですから、しっかりと町として、いろんな町の取り組みやそういうものも、いろんなケースがあるわけでございますから、今は入り口かもしれないんですけど、そういう部分について、しっかりと、よその町村の取り組みや、町として不利益をこうむらな

いような、やっぱり対応というものもしていかなければならない。たがをはめるという意味ではなくて、そういうものが少し見えないんですよ、私には。いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この新基金の制度と申しますのは、平成12年から実は基金造成をさせていただいて、活用をさせていただき状況は整っておりました。ただ、厚岸町の場合には、これまでも言っているような、新産業の創出に結びつく事業、あるいは企業進出も含めてですけれども、そういった部分がなかったために、実際に取り崩しての運用というのは行われていなかったと。運用益の活用は何点かあったわけですが、基金を取り崩してという大きなものは今までなかったということでございます。

今回、こういった事例が新しく厚岸町内で生まれようとしてございます。こうした事例が出たことによって、地元の企業の皆さんも、これであれば、こういった助成があるならば、私どもの会社でも新しい事業展開が図れるのではないだろうかという思いを持つ方もおられるかと思えます。こういったことを契機としながら、疲弊する町内の企業の、あるいは新しい企業の創出、雇用の場の創出という部分に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。（発言する者あり）

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時43分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 制度上もあるんですけれども、交付をして、その町は終わりということではございません。当然、先ほど見た会計決算の対応もあるんですけれども、北海道産炭地振興センターという部分も責任としてあります。ですから、その新基金を活用して行った事業が、事業運営されてからどのような状況になっているのかというのは毎年度調査をして、実態を調べてというようなこともございます。それで新たな問題が、あるいはいろんな問題が発生した場合には、それを対応するための、産炭は産炭機構としての対策、あるいは厚岸町は厚岸町としての支援というものを、交付した以降もそういったかわり合いは常に持っていかなければならないというものになってございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 いや、僕の聞きたいのは、まさにそこなんです。今現在そういうことで、単年度、単年度、収支の報告なり、それはしていると思うんです。今回、交付に当たっても、算定をされるにしても初めてのケースだったと僕は思っているんです。基準とかそういうものも、今までも余りなかったのではないのかなど。出てきてくれたからよかったなど。やっぱり、精査するにしても、今後の追跡にしても、町としてやはり、新たな確認というんですか、よその町村も調査したり、こういう事業の取り組みについて、先に取り組みされているところもあるから、厚岸町は厚岸町独自でこれらの検証というものをきちっと私はされる組織であってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほどの答弁の中にもあったんですが、やはり厚岸町というのはどんどん、年々、地元の企業者のほうの衰退というのがあります。そういったことで、こういった新しい企業といいましょうか産業が生まれるということは、大変ありがたいことでもあります。

そういった意味で、初めてこういった支援をさせていただくという部分では、これは、後のほうはというような、比べるものではございませんけれども、初事業ということは、モデル的にも成功していただかないと、既存の町民の方々、企業の方々、それと、この事例を見て取り組もうとしてこられるであろう方々の意欲をそぐことにもなりますので、ぜひ成功するような支援については、交付以降についても情報を、いろいろな交換をしながら支援をしてまいりたいというふうには考えてございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（南谷委員「はい」と呼ぶ）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

3 目食文化振興費。

3 番、石澤委員。

●石澤委員 済みません、ここで味覚ターミナルのことでちょっと聞きたいんですけど、味覚ターミナルのその日の最終会計処理なんですけど、売り上げ処理、現金と合わなかった場合はどのような処理をすることになっているのかということなんです。損金が出た場合はどういうふうに、損金扱いとするのかということなんですけど。その辺どうなっているんでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

株式会社味覚ターミナルの部分においても監査というものがおありまして、検査を行います。そういった中では、今言われたような収入、出入り、そういったものを検査もするわけですが、今までにおいて、日の損金の、金額の差異が生じたという状況は把握してございません。ただし、仮にそういった部分が出た場合には、今、ご質問者が言われたような損金という扱いになるということでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 先月だったみたいなんですけど、最終的に金額が合わなくて、その日勤務していた職員でお金を出し合って埋め合わせをしたということをちょっと聞いたんですけども、そのような事実があったんですか。あったとしたら、職員の連帯責任処理とするのはちょっとおかしいのではないかと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 1 時48分休憩

午後 1 時49分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

今、質問者、先月そういった事例が出たというお話をされておりましたが、今、会社のほうに確認をさせていただきましたところ、そういったことは一切ありませんということでしたので、そういったことは承知してございません。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 これ、多分、会社のことですけど、一応厚岸町が株主になっていますよね。それで聞くんですけども、8月14日に6,000円というお金があったというふうに聞いているんですけども、ただ、私が言いたいのは、職員の連帯責任で処理するのはおかしいのではないかということなんですけども、今、なかったということなんですけどね。こういうような、聞いているもんですから、その辺。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私どもは、今、事実確認をさせていただきまして、そういったことはないという確認をさせていただきましたので、それ以上の答弁については、今は差し控えさせていただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） いいですか。
他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

4 目観光振興費。

5 目観光施設費。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

12 番、室崎委員。

●室崎委員 ここで道路の維持管理についてお聞きしますが、まず、これ、前の議会で、私、一般質問で言ったんじゃないかと思うんですが、道路標識の問題です。

その場所の写真つきで議会だよりも載りました。きょう、また、悪いことに、朝、用事がありましてそこを通ったんです。相変わらずそのままだった。

私が一番最初に役場の担当者の方に、ここ、これはおかしいよという話をしたのは、前回のときに記録を覚えていただいたら今年の5月だそうです。それが1年たっても直ってないので議会で言った。それからまた3カ月がたった。直っていない。

議会だよりに出たときに、私、知り合いの人に冷やかされました。おまえが言ったから、恐らく町は意地でも直さないだろう。そうやって言われまして、私、大変つらかった。私はそういう扱いを受けていないんですよと言ったんだけど、そういうふうに言われました。でも、事実がすべてを語ってるのかな。そういうことですよ。

これ、あれなんですか、恐らく私が気づく前、何年もそうだったんだと思うんです、あの状態は。わかってから1年たって、議会でもって言っても、また3カ月たって、そのままだと。必要のない標識なら撤去すればいいですよ。必要なら、そんなことで放置はできないはずなの。これはどういうことなんですか。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えさせていただきます。

道路標識の関係でございますけれども、6月の議会が終わった後で、町民課と建設課、教育委員会管理課、保健福祉課、まず集まりまして、問題のある箇所等の洗い出しをまず行おうということで話し合いを持ちました。それで、おのおの問題点を洗い出しまして、8月に入ってからですけれども、この4課がまた集まりまして、おのおの洗い出した箇所を、まず町内全部見て歩きまして、どのように対応したらよいかということをお話

し合わせていただきました。

それで、交通標識等につきましては、公安委員会のほうでの管轄になるものですから、その面につきましては、厚岸警察署を通じて公安委員会へ要望、要請するという事で事務を進めさせていただいております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 いろんなところを洗い出して、公安委員会のほうに要望する、大いに結構だ。どんどんやっていただきたいと思います。大事なことですからね。

ただ、今、私が聞いているのは、そういう全体の話じゃないですよ。全体の話はどんどん進んでいるということは私も耳にしておりますので、ああ、いいことだなと思っています。ただ、この場所ですよ。今の話を聞いていると、海に放り出されて一生懸命立ち泳ぎしている人に、ああ、おまえ、それだけ泳げるんなら、ちょっとこの荷物もしょってくれやとぼんと投げているような話で、次から次と大きな話をして小さな問題にくっつけていって、それが全部解決するまではこっちもできませんといったら、できることもできなくなってしまうですよ。やらないための論理じゃないですか、それは。まずわかっていること、しかも1年も前からわかっていること、それができないで、町中のことの調査していますといったって、通らないでしょう。そういうことです。

それから、その標識に関して公安委員会何とかというときには、町中の問題点全部洗い出して、1点残らず持ってくるまで受け付けないんですか。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 済みません。まず、厚岸警察署のほうでは、うちの要望書をまずもらいまして、公安委員会へ出していただくと。それで、公安委員会のほうで認められるところから交換するという事になっていると伺っております。

ちょっと答えになっていないかもしれませんが、済みません。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私のほうから、今の内容の説明を再度いたします。

委員のほうから6月の定例会においてご指摘をいただきまして、早速、私どものほうで警察署、交通係長のほうに協議をさせていただきました。6月の19日に担当の交通係長から連絡がございまして、今、在庫がないと。そういった状況は確認しましたということで、すぐには取りかえることはできないけども、秋口までに対応を考えるのでというお話がございました。そして、確認したところ、年内には発注して、時期はわからないけども発注するという回答が来ていまして、大変、ことし以前からそういったご指摘をいただいているのにもかかわらず、実際的にはやっつく見込みができたということで確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、私の質問を発端にして、町内でそういうものがまだいろいろあるんじゃないかということで関係各課集まって協議して、そういうようなものを洗い出していくと、これは大いに結構で、これは、私の今言っていることとは直接関係のない話です。でも、それはそれでおやりになっていただくことは大いに結構で、それは私の質問を契機にして、そういう体制をやって進めているんだという説明であるので、それはそれで大いに結構だと思います。

ただ、今、1年も前に私が指摘して、しかも全く動いていないから、やれやれというんで議会で言った話が、今そのものがないから、まあ、来年ぐらいになったらやりましょうという程度で済むんであるならば、そんなもの撤去してしまえばいいんですよ。必要ないということでしょう。必要ならば、すぐやんなきゃなんないでしょう。あなたたち、それでもって納得して帰ってきていることがおかしいんだ、私に言わせると。

国道でも道道でも自動車が走っていて、交通標識に車がぶつかってひっくり返すことあるでしょう。あんなもの1週間もしないで全部直っているでしょう。ないわけじゃないんですよ。それとも、あのときも、これ、品物なかったら、あの標識だとかそういうもの、1年も2年もなげておきますか。ないでしょう。これ、はっきり言って、担当者も警察も怠慢が著しい。要するに、やることやっていないだけじゃないですか。これで交通事故なくなれと言うほうが無理でしょう。一事が万事というのはこのことだ。

あそこは、確かに道路も短いし、ふだんは交通量も少ないかもしれない。でも、大きなお寺が3件もある。そこでのいろいろな行事のあるときは結構車列ができるんです。そこでの一時停止と、あと何だったかな、全部で3枚あるんです。必要ないとは私は思わないんです。

それから、そんなものが見えようが見えなかりょうが関係ないというようなものだったら、第一そんなところに標識作らんでしょう。そんな話で、はいはいと言って帰ってくるほうがどうかしてますよ、子供の使いじゃないんだもの。

それから、言う方も言う方だ。そうしておいて、交通ルールを守りましょう、交通事故をなくしましょう。言っていることとやっていることが全然違う。もう一度きちんとお答えいただきたい。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま委員からご指摘あったとおり、私どももその必要性の可否については、必要ないということでは認識しておりません。ただ、私どもも、そういったことで強く交通担当のほうから、今は在庫がないけども、早急に予算措置をして、そろえてほしいということをお願いしてまいりました。結果的には、年内にはつけるという回答をもらいましたので、そういったことで何とか設置できるものということを確認しましたので、今回のそういった要望に対して、すぐやっていただきたいのは私どもも同じでございますけども、そういった結果になりましたことをご了承いただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私たちとしては早急にやりたいんですけど、何せ警察が言うことを聞いてくれないんですよ。そんなもの来年になってもいいじゃないかというのを、強く言って年内にするようにいたしました。だからご了承いただきたい、そういう話だと思うんです。そういうことでもって、なるほどなど、本当にそのとおりだなと思う町民が何人いるかということです。

今話を聞いていると、今回も災害の話がいろいろ出てきましたけども、災害の被害者になってうんうん言っている人の前で救助する人が、予算ないから、1カ月後にビスケット持ってくるから、それまで我慢しててねというような話ですよ。通るものと通らないものがあると、そのように思いますが、これ以上言ってもなかなかしようがないので、ここでやめます。

次に、電柱の話です。

電信柱というのが歩道の真ん中に立っているところがあるんですよ。健常者にとってはそれほど、全くとは言いません、危険性もないし、邪魔にならない場合もあるんです、すり抜けていけばいいんです。ところが、こういうものは視覚障害者にとっては命をとられかねないんです。

それで、実は私ども、視覚障害者を中心にした会をつくっておまして、私もそこに入れてもらっているんですけど、その会員の1人が、何カ月前だったかな、歩道の真ん中に立っている電信柱に正面衝突したんです。たまたま体の真ん中がぶつからないで、電信柱がちょっと右に寄っていたものですから、大きなこぶ、これをつくる程度で何とか済みました。

わかっていてぶつかっていくときは自動的に人間はブレーキかけますけど、わかんないで行くとき、よくあるのはガラスぶち抜くときなんですけど、あのときは歩いているスピードそのままぶつかりますので、これは大変なんです。もしあれが正面でぶつかったら、鼻の骨を折って、それこそ、下手をすると命にかかわるような大けがをしたろうと。電信柱のほうが人間の体よりはるかに強いんです。だから、人間の体のほうがぐしゃつといくんです。そういう事例がありました。

歩道というのは電信柱を立てるためにあるスペースではないはずなんですけども、そういう道路設計のところは町内にも結構あるようです。こういうようなものについて、やはり、きちっと調査して、安全性を確保してほしいんです。この場合には、障害者、特に視覚障害者の安全ということになりますけどね。

こういう点について、恐らく担当のほうもつかまえていると思いますし、対策も考えていると思うので、そのあたり説明をしていただきたいんです。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまご指摘のあった、視覚障害者の方が歩道の電柱にぶつかったということで、交通安全対策会議、先ほど町民課、まちづくり、教育委員会とも

私ども、そういったことで、道路の安全について協議してはありますが、そういった情報を受けまして、現地を確認してまいりました。

確かに、言われた歩道のやや真ん中のところに電柱が立っていたということで、状況を確認し、その時点で、その視覚障害者の方のところに向いて、状況を説明して、そういったことで、電柱の位置が不適切でございましたということで謝罪をしてまいりました。

それ以来、その電柱につきましては、NTTだったんですけども、NTT事業者と協議しまして、狭い歩道の中に、真ん中に立っているという状況なものですから、できる限り歩道上の端のほうに移設を願いたいということで協議しまして、そういったことで、今、NTTのほうも移設をするということでございます。

それから、そういったことで、いろんな、町道以外にも多々、道道も含めまして、特に狭い歩道の部分、50センチの歩道だとか75センチの歩道だとか、いろんな歩道の幅員がございますけども、どうしてもそういった場所には電柱が、真ん中だとか車道側だとかに迫って建柱されております。そういった状況も私ども確認しながら、道路占用も含めまして、そういった申請、それから、北電、NTTも占用届なりで出てきますので、そういったことの中には必ず図面をつけて、こういった状態で建柱されるのかを確認することと今現在しております。

そういったことで、まだまだそういった状況の、建柱されている部分がございますけども、適宜、そういった状況を回避するために、NTT、北電と協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。そういう危険な状況が、私自身は視覚障害者ではないものですから、やはり、なってからでないといけないものというのはたくさんあるんです。私自身もその状況、そこを通っていても意識がないんです。それでわからなかったんだけど、言われて、なるほどなということを思いました。というようなものですから、やはり意識して見ていかないと、なかなか問題点を抽出できないので、これは問題の洗い出しというのを、事故の起こる前に、先手先手を打っていただきたいので、よろしく願いしたい。

それから、障害者と安全性の問題でもう一つだけ指摘いたしますが、これは前から言われるんですが、車いすで歩くと、坂になっているところを横切ると、車いすというのはブレーキがないんです。それから、ハンドルがないんです。それで、これ、自動車の免許を初めて取るために、生まれて初めてハンドル握ったときによくわかるんですけども、低いほうへ低いほうへ自動車というの、ああいう、車いすも同じなんです、流れていくんです。自動車の運転をするとき、我々は無意識にそれを補正しながら走っているんですけどね。車いすの場合には、なかなかその補正ができないんです。

それで、車いすで1人で町なかを歩くというときに、そういう歩道を歩いていると、車道のほうに持っていかれてしまうという危険性が物すごくあるんです。ただ、歩道を完全に車道に対して、家から車道までの、いわゆる断面図をとったときに、平らにする

ことは、またこれ、いろいろな問題があつてうまくないということもわかっています。ですから、その勾配率みたいなものもあるかと思ひます。いろいろな問題があるんですけども、そのあたりを含めてやはり検討いただきたい。

それから、電信柱に限らず、歩道にいろんなものが置いてあつたり、構築物があつたりして、視覚障害者だけじゃない、車いすで通るときにも非常に困るという話をよく聞いています。「こう福祉21」という行事が毎年あるんですが、そのときに、去年だったかな、一昨年だったか、ちょっと、私ももうあれなんですけども、高校生がそういうところを、ずっと町なかを見て歩いて、それこそ問題点の洗い出しを行つて発表してました。そういう事例もありますので、そういうものを含めて、やはり、考慮に入れていただきたいと、そのように思ひますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員からもご指摘のように、そういったものを意識して見ないと、なかなか感じられないというのは私もそうであります。

車いすでの坂となるところのブレーキだとかはかなり難しいだろうと。私も、そういう方の車いすを押して、厚岸町内でないですけども町の中を2キロぐらい外を見せるのに歩いたことがあります。私ですら、それを押して歩くのは大変でした。そういった意味で、そういう障害者の方の、自ら動くということは、さらにまた厳しいものがあるだろうなということは私も感じました。

先ほどの高校生だとかの町を検証したというものも、私も見させていただきました。すぐにできること、できないことが多々ありますけども、そういった視点で、やはり、これからはどんどん考えていかなければならない時代だなと私も感じておりますので、その辺をご考慮願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。（発言する者あり）

休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時17分再開

●委員長（谷口委員） 再開をいたします。

6款商工費の3目食文化振興費に戻らせていただきます。

それじゃ、まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 大変申しわけございませんでした。

先ほど石澤委員の食文化振興費の中の質問で、味覚ターミナルにおいて、その日の会

計が合わなかった、差異が生じたという事案はなかったのかということで、会社に確認したところ、一切ありませんというご答弁をさせていただきました。

再度、株式会社のほうに、私が確認をさせていただいたのは総務部門でありますけれども、各部門で取りまとめたものが総務に上がってくるという部分で、各部門ごとにも再度確認するよう調べてもらいました。そうすると、ご質問者言われるとおり、8月14日に、ある部門で6,000円ほど収入が合わなかったということがあったようでございます。その処理は、その社員がそれぞれ12人で負担をして、総務のほうに報告をしたということでございました。これは、当然、不適切な処理でございます。

それと、先ほどの私の答弁の中で、ずっとこれまでもということは説明させていただきましたが、実は経営状況報告を毎年6月議会でさせていただいております。その平成21年度の決算計算書の中にもありますけれども、この際には、平成21年度において、490円ほどそういった差異が生じたということで、雑損失ということで処理をさせていただいております。

当然、こういったことが発生した場合は、雑損失という扱いをして適切に処理をする。どうして合わなくなったのかというのは当然調べないといけないわけですが、調べた結果どうしても、釣銭の間違いだとか、いろいろ考えられるわけですが、そういった場合には雑損失等の処理をするのは適切でありますけれども、今回の場合、調査したところによると、そういった不適切な取り扱いがなされていたことが発覚したということでございます。

金銭の取り扱いについては十分注意しなければいけないことは当然でございますけれども、万が一このようなことが発生した場合には、適切に処理するよう、また、今回の部分も適切に処理する、見直しするように、会社のほうには申し入れを行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（石澤委員「いいです」と呼ぶ）

●委員長（谷口委員） それじゃ、進めてまいります。

それじゃ、7款の土木費に戻させていただきます。

次に、6項住宅費、1目建築総務費。

8款消防費、1項消防費、2目災害対策費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 資料として、割と分厚いものが出ておりますが、津波浸水予測に係る住民説明会の記録というのが各場所ごとに、1枚ずつになってとじられたものが出ておりました。

それで、今回、まず、随分と時間と労力を使って、それぞれの場所で住民説明会を行ったんですが、全体で何%の町民が出席をしたんでしょうか。パーセントがわからなければ、何人でも結構です。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 約150名強であります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 1万人にすると、1万分の150ですよ。そうすると、1.5%か、簡単に言う
と。1.5%前後というか弱というか、そんなもんです。

私、一番最後に出席させてもらいました。真栄東、真栄中央、真栄西、それから港町
も一緒だったのかな。それでやりましたよね。

何か、受付にいる職員の方にお聞きしたら、日中と夕方6時からとやったんですね。
日中6名、夕方は17名。そうすると、港町と真栄、いわゆる真栄町、全部合わせて32名
というような話なんです。

それで、私のうちのあたりは10メートルぐらいの波が来るかもしれないと言われてい
るんです。

私なんかと言うよりは、担当者や、そして町長は痛いほど感じていると思うだけで
も、出てくる人が何でこんなに少ないのかという思いが非常に強いと思うんです。これ、
どうしてだというふうにお考えですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 各自治会に対するご案内については、役員の方に電話での確認
をさせていただいた上、また、できるだけ多くの方に参加をしていただきたいという旨
も、その役員の方には申し上げさせていただきました。その後、改めて文書でお願いを
いたしましたし、IP告知によっての呼びかけもさせていただきました。

しかしながら、結果として150名強程度の人数であったということなんでありますけれ
ども、これにつきましては、日程的な問題もあったのかもわかりませんが、私ど
もとしては、できるだけ早く町民の皆様に、この6月28日に北海道が示した津波浸水予
測図についてお示しをしたかったということもございますし、避難場所等のご確認もさ
せていただきたかった。あとは意見、要望を早急に受けるべきであろうということ
でこのような設定をさせていただきましたけれども、結果として、まだ昆布時期であつた
ということは、確かに要因としては一つあるかも知れません。それと、まだまだやはり、
津波に対する町民の皆様の意識も低いものがあるのかなというふうに感じているところ
でございます。

ただし、出席をしていただいた皆様に関しては、今回改めてこの説明をさせていただ
いた際には、かなりの驚きもありましたし、その危機感というものも十分感じていただ
けたものというふうに感じているところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今回の大震災のいろいろな話をテレビでも本でも新聞でも、あるいは、今はインターネットでも随分出てきます。そのときに、やっぱり、一番私が見ていて印象深いのは、まあ大丈夫だろうと。「まあ」がつくんですけどね。そういうことで避難しないんです。

それで、去年の3月のときに、私がどういう行動をとったかということをおぼろしく今思い返してみると、やっぱり同じでした。まあ大丈夫だろうと思いました。ただ、私の場合には、私の友人が高いところに家があるんです。そこからすぐ電話が入りまして、厚岸湖でなくて湾のほうです。そこに今、大きな渦ができています。これはただごとでない、すぐ逃げろというふうに言われて、初めてその気になりました。だから、私も全く、まあ大丈夫だろうの口ですので、大きなことが言えないんです。自分を振り返ってみて、まあ大丈夫だろうというのがよくわかるんです。じゃ、何を根拠にまあ大丈夫だろうと考えたかということ、根拠ないんですよ。

釜石の教育、あの方は、尾鷲と釜石と根室市のどこかと、その三つを拠点にして子供達に教育していると。今、課長いみじくもおっしゃったんだけど、おいでいただいた方たちは非常に意識が高かったとおっしゃった。この教授も同じことを言っています。スマトラの地震を見て、日本でもこんなものが起きたら大変だということで、自分は全国へ走り回って講演をやったと。一回り走って歩いて、ふと気がついた。講演会に来るのは、私のというのは、その教授のです、話なんか聞かなくても十分認識の高い人しか来ないんだと。意識の低い人たちにこそ聞かせたかったんだけど、そういう人は誰も来なかった。したがって、このやり方ではだめだと思った。

じゃ、どうするか。子供たちにたたき込むということを考えなければならないというふうに思ったというんです。そして、三原則というのを出している。これは、教育行政執行方針の中に書いている。まず、想定を信じるな。それから、事に当たって最善を尽くせと。3番目に、率先して逃げろと。率先して逃げろということは、親兄弟を全部見捨てて逃げろということではない。自分の家族は、父さんも母さんも子供もみんなばらばらでいるときにわっとそういうものが来ても、ちゃんとそれぞれが判断して逃げて、生きているんだと。だから、生きてさえいればまた会えるということの深い信頼で結びあっているから率先して逃げることができるんだと。うちの母ちゃん、今、迎えに来てくれるからと待っているようなことをやってはだめだと。うちの子供は逃げたんだろうかと見に行くようなことをやっていたらだめだということなんだというふうに言っています。そういうことを1人でも多くの人に知ってもらうために住民説明会をやっているんだけど、なかなか思うようにいかないということだと思っただけです。さあ、それでどうするかということなんです。

それで、今回、私もまだまだ勉強不足で、問題点を全部網羅することはできませんし、それから、この後、厚文は、10月の中ごろに、被災地の沿岸部、そこの視察も行います。またそこでいろいろなものを得てくると思うので、また機会を改めて、そういうことを含めて言いたいと思うんだけど、今回、この住民説明会に、最後のところで私も顔出させていただいた、そのときに出た話の中でなるほどなと思ったものがありまして、その点だけを指摘しておきますが、町長は、自助、共助、公助ということを強調なさる。た

だ、これは抽象論です。聞いた町民は、抽象論から物を学ぶことができないんです。それで、どういうことになるかという、自助、共助、公助というものの具体化したイメージが出てこない。

それで、どんなことを言うかという、その席でもひそひそ、中年よりはちょっとお年寄りに近いぐらいの女の方がお2人で話していたのが耳に入りました。こんな大きな波来るんだもの、逃げたってしょうがないよねと。あきらめるより仕方ないよ。うん。と言っているのです。それから、今度、これは発言の中にあつたかな。真冬に私のような年の人間が息せき切って山の上に上がって、避難場所まで行っても、心臓発作起こすかもしれない。心臓発作起こしたときに、町のほうでどうやって手当てしてくれますかと。こういう話が出ていました。私、この両方はレベルとして同じだと思って聞きました。自分が黙って立っていれば、だれかが助けてくれると、その考えではないかと思っただけです。

さあ、津波が来る、逃げろといって逃げた。避難場所か避難所か何か知らんけど、高いところに上がった。町はやられた。津波は行ったり来たりしている。そこで心臓発作を起こした。助けてくれと叫びながら、これはあきらめるより方法ないですよ。誰もそんなところ行けないです。それから、逃げたってしょうがないよねと、本当に死ぬ気ですかと問われたら、生きたいです。だから、誰かが助けてくれるんだらうというのが無意識にあるんでしょう。

そういうのではだめだというのが、まさに自助、共助、公助というようなことなんだけれども、残念ながら具体的な話がない。その具体的な話のない中で、自治会だけではどんどん避難計画をつくりなさいといっても、まず第一に町がこことこことここをやりなさいというものが具体的に出てこない中で、共助で何をやれというんだと、こういうことなんです。

それから、ひざつき合わせて相談に乗りますよ。その場でも担当者は言ってくれました。それは本当にそうだと思うんです、言っている人は。でも、受けるほうは、ひざつき合わせて相談に乗ると、何を相談していいかわかんないんです。だから、ここではこんな問題が起きる、ここではこんな問題が起きる、でも、これに関しては町は何もできないと。だから、やれるとしたらご近所でもって何かせざるを得ないんだというような具体的なものを示していかないと、自治会で、よしんば避難組織なり避難計画なりをつくったとしても、今、ネットでもって引くと、全国の避難組織の組織図だとか、それから規約だとかというのはとれるんです。そういうのに準じたようなものを紙の上でつくって終わりということになりかねない。ですから、やはり、そのあたりをもっと意識した、町民に対する啓発、啓蒙というのかな、そういうものをしていただきたい。これは切にお願いするところなんです、どうでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

大変有意義なご意見をいただいたわけであり、私と同じ考え、特に、町長は危機管理を強く持って、住民の安全・安心を守ることが重要となっているときを迎えている、

そういう認識を持っているわけでありませう。

その中で、実際、昨年の3月11日、厚岸町も経験をいたしました。震度は3でありましたけれども、津波が2.5メートル、住宅浸水もございました。厚岸湖におけるカキ・アサリ漁業も甚大な被害を被ったわけでありませう。その事実があるにもかかわらず、ご指摘がありましたとおり、説明会は極めて、私も残念だ、そういう気持ちを持ったわけでありませう。

すなわち、住民の防災意識が低いんじゃないだろうか、そういう考えを持っています。というのは、事実そうなんです。昨年の3月11日、あれだけの津波が来たにもかかわらず、太平洋沿岸の、北海道全部の、自治体の中でも、厚岸町が確かに、車で避難したとか親戚のうちにいったとか、いろいろな方があるんでありませうけれども、しかし、避難率は一番低かった。12.8%であります。そういうこともあったわけでありませうので、私は、この際、説明会において、6月28日、あれだけ、私も驚きました。もちろん、住民も驚いたろう。説明会を速やかにしながら、お互いに身の安全を守りませうというようなことでやったわけでありませう。

しかし、本当に、ご指摘あったとおりでありませうして、私といたしましては、今後の防災対策、やはりそこには、自主防災組織、これは必ず必要です。といいますのは、事実関係を明らかにしなかったとかいう話がありましたけれども、昨年の三陸沖の地震は、やはり、ふだんからお互いに、防災意識はもちろんでありますが、隣人意識を持ちながら、お互いに助け合う心を持ちながら活動していた。それがいざというときに役に立った。これはもう明らかなんです。そういう意味において、今、自主防災組織を何とか、組織のないところは組織していただきたいということでお願いをいたしているわけでありませう。

そこには、やはり、行政では限界があります。やはり、先ほどもお言葉がありましたけれども、自助、共助、公助、これが大事なんです。そういうことで、今後さらに住民に働きかけてまいりたい、そのように思います。

それと、ご承知のとおり、10月に厚岸町の防災訓練がございます。私は、この説明会の反省の上からも、さらに参加率を高めていきたい、そして、防災意識を高めていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まず第一に、厚岸町で避難する人が少なかった。それから、防災意識が低い。住民説明会をやってもこれだけしか来ない。そういう話は出てくるんです。でも、そういう状況を打破していかなければならない責任は行政にあるというふうに思っていたきたいんです。ここの町民はだめだと、意識が低くて困るというのは、どこかの町の評論家に任せておけばいいことで、我々としては、1人でも多くの方がそうだよなと思っ、避難訓練にも参加し、こういう説明会にも参加し、自主防災組織なんていうものをつくらうということ、それこそ自主的に言う、そういう町にしていかなければならない仕事というのがまさに、町長以下行政に、議会もそうですけども、課せられた任務だということをやはりお互いによく認識をしなければならぬと。それはお互いに認識し

ていますよ。けども、まだまだ足りないなというのがこの結果じゃないのかというふうに私は思うんです。

それで、それをどうすればいいかということ、やはり具体的に積み上げていく必要があると。目次や抽象論を幾ら言っても動かないということはもうわかりましたので、それでは動かすことができないので、だから、どういうふうに言っていくかと、どういうふうに進めていくかということ、この後、お互いに知恵を出し合いながら進めていって、昨日の朝かな、だから、一昨日の日に発表になったのかもしれないけども、国土地理院の技官が、この厚岸から根室沖の地盤のストレスというんですか、要するにどれだけの力をためこんでいるか、地盤が、変歪と言うんですが、しているかというものを図にして発表しました。

そうしたら、厚岸沖から根室沖にかけてのところの色が一番濃いんです。真っ赤なんです。そうでもないところは、だんだん薄い橙色とか黄色になっていくんですけどね。今ここにたまっているエネルギーが、大体、今回東北地方を襲った東日本大震災とそう変わらないと。震度9ないし9.1といったかな、ぐらいの地震がいつ来てもおかしくない。カウントダウンが始まっていますと。カウントダウンというのは、1、2、3、4という勘定じゃなくて、10、9、8、7と勘定するやつでしょう。それが始まっていますという、そういうのが出たんです。ところが、どうも東南海のほうはすごく大きくテレビなんかも取り上げるんだけど、こっちのほうは、昔から、台風は北海道地方にそれましたというようなことをテレビなんかも言うぐらいですから、余り大した意を払っていないのか、ちょろっと出て終わってしまったんですが、我々にとっては大変な問題です。

そういうことですから、我々の目の黒いうちは大丈夫だろうなんてことも全然言えない、そんな今は状況があるようですので、やはりここは、1人でも多くの方が命を存えるように、いざというときは、どうすればいいかということはまだまだ、いろいろな方策を考えなきゃなんないと思うんです。これは、いいの悪いの何やってんだ式の話ではないので、お互いに知恵を出し合って、もっともっと進めていかなきゃなんない、そういうふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、何かありましたらどうぞ。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

防災意識、低い、町長としては言いづらい言葉なんです。しかしながら、現実なんです。ご指摘あったとおりです。しかも、厚岸町は海岸線が長いんです。47キロあります。そこに約8千有余名住んでいるんです。津波が来たら極めて恐ろしい地形になっているわけでありまして。

そういう中で、現状はこういうことであるということに対して、行政も責任があります。行政の責務として、今ご指摘がありましたことに対して対応していかなければならない、そのように改めて考えたわけでありまして。さらに安全・安心なまちづくりに万全を尽くしてまいりたい、そのように考えております。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

4 目文化財保護費。

5 目博物館運営費。

6 目情報館運営費。

6 項保健体育費、4 目学校給食費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 一般質問で全体的な食育という問題をやりましたので、ここではそれをまた再燃するつもりではありません。

それに関連したところでちょっとお聞きしますが、北海道が出している北海道食育推進計画、この中で、もちろん食育の一つの中心は給食を持っている学校教育がどのようにそれを進めていくかというところなんです、その指標といいますか目標といいますか、それがいろいろ出ておまして、その中の一つに、地元の食材を給食でどのようにどんどん使っていくかということで、北海道ですから、北海道全体が地元の食材になるわけですけどね。それで言いますと、平成25年までに購入率が金額ベースで75%にしたいというふうに言っています。

それで、厚岸町も地元食材を利用するという事について、いろいろと努力なさっているというふうに聞いています。ただ、始めたころは、いわば年に一度の特売日みたいな、こういうものも使ったんですよというような、トピックのような話でいたんですけども、それはあくまでも発端であって、今はもうちょっと日常的なものになっているんじゃないかと思うので、まず地元食材ということで、町内の産物、それは給食に、金額ベースで購入率が出せますでしょうか。出しているのであれば、まずお答えをいただきたい。

- 委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 2 時47分休憩

午後 3 時19分再開

- 委員長（谷口委員） 再開をいたします。

教育委員会管理課長。

- 管理課長（米内山課長） ご質問にございます道産食材の率でございますけれども、実は、今、数字をちょっと、まとめたものを見直していたんですけれども、今現在、はっきり北海道産というふうになる、業者別の区分けになっているものですから、実は野菜を中心に、道内一緒に仕入れている業者の分については、ちょっと今現在まとめ切れていません。

それで、地元業者、魚ですとか肉ですとか牛乳、その他、米だとか含めて、野菜の部分を抜かしただけの金額で申し上げますと、総体の約47%ぐらいが道産品ということでございます。プラス、今、実は集計してございます野菜類、これの道内分が出てくれば、これにプラスされるというような数字になろうかと思えます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 半分以上は道内ということは確実に言えるということですね。

これ、もっと絞って、地元というのを、シャープに言って厚岸町内のものということになったら何%ぐらい使っている。いや、出ればでいいんですよ。

- 委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（米内山課長） 今、手元にある数字というのは、町内購入割合という部分がございますけれども、これは23%という数値になってございます。これはただ、町内業者の取り扱いということですから、先ほど言いましたように、町内業者は必ずしも道産品だけを取り扱っているとは限りませんので、正確な数字としてはちょっと、申し上げる数字ではないかなというふうに考えます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 食べ物というのは基本的に、自分で作って自分で食べれば一番安全なんですよ。作ったところと、それから、要するに生産者と消費者が、よく顔の見える関係と言うけども、近いほど安全なんです。遠くになればなるほど、だから、地球の裏側で作っているのなんていうのは、何をやっているかなかなかわからないという意味で、いろんな不安材料が増えてくるわけです。そういうこともありまして、給食というようなものではなるべく地場産品を使っていこうというのは、これは理の当然だと思います。

それで、それはまた、食育基本推進計画、そここのところの六つの項目というのを読むと非常にはっきりわかるんですが、昨日もちょっと申し上げたけども、最終的に食料自給率が落ちてきて、輸入食品がどんどん入ってくるということは、健康という点から考えても不安なものが出てくる。と同時に、食糧自給率というのは、実は食糧による国家防衛機能が落ちてくる、その分だけ食糧生産基地である地方が疲弊していく、これは全部裏表になっているんです。ある方が言っていました、朝をパンにする。いわゆる3回のうちの1回をパンにする。そうすると、日本の田んぼが3分の1消えるんですよと言っ

てました。それはもう、計算すればそのとおりになりますよね。ごく簡単な話です。

そういうような状況の中で、地産地消というのは、これは、我々のような食糧生産基地にいる人間にとっては死活問題でもあるわけです。今、サンマがどんどん捕れだしていますが、そのサンマを厚岸の人たちがみんなしておなか壊すほど食べたところで、都会に持って行って売れる量から見たら微々たるものです。でも、厚岸の人たちがみんな厚岸のサンマを食べないで、おいしいですよということは言えないんです。厚岸でもって、厚岸で捕れたものをみんなでどんどん消費して、自分の親戚や知り合いやそういうところにおいしいよということが言えるということは、つくっている、町に住んでいる我々全員がセールスマンになっているということなんです。地産地消にはそういう意味もあります。そういうことを含めて、やはり、子供たちには、食べ物を通してこの町の良さを知ってもらうという意味も非常に強いですよ。そういうことでちょっとお聞きしたんです。

あと、一頃、米を食べるとばかになる。どんどんパン食に変えたほうがいい。私の小学校のころの食事の改善というのは、そういうことをどんどんと家庭科の授業なんかで先生が言っていました。あれは、後ろにはちゃんとアメリカの小麦会社があって、そして、農村なんかをキッチンカーというのをつくって回して、どんどん肉を食べなさいと。特に牛肉。それから、パンを食べなさい。これが近代的な食事の改善ですということをごんごん教育して歩いたんだけど、その資金を出していたのがこのごろになって、アメリカの何とかという小麦会社であるということがはっきりと資料で裏づけられるような本が出ています。あるいは、給食に、これは確かに餓死者の出ている時代でしたから、給食というものでどんどんと子供たちを救おうということはあったんですが、同時にアメリカの戦略として、アメリカの小麦の一大消費地という、日本という国をつくるという政策があって、給食はついこの間まで全部パン食でしたよね。それが今、米食に変わってきているわけです。

ですから、ある時期までは給食のパンというのは、アメリカ産の小麦を使わなければならないような仕掛けになっていました、はっきり言って。それが今、どんどんと国内の小麦を使うような時代に入ってきているんですが、厚岸町では、どうなんでしょう、道産小麦を使用するというような形に今はなっているんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） 学校の給食用のパンは、学校給食会を通じて購入することになってございます。学校給食会も、何年前でしょうか、3年ぐらい前だと思えますけれども、そのころから道産小麦を使うというふうな方向転換をしまして、今現在もそのとおりになってございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 余り長くやる気もありません。あと1点だけにします。

道産のものを使っている部分、道産の部分にはそういう問題は全くないと思うんです

が、福島で原発事故がありまして、放射能が随分飛散しました。ある学者に言わせると、広島、長崎以上に地上に降りたというふうに言われています。その放射能汚染というのが相当出ていることは間違いないわけです。これを政府なんかは、どちらかというところ風評被害の問題にすりかえているという感じがあります。

高濃度の汚染はちょっと、これはこっちに置いて、ある程度放射能汚染をしているものを、例えば私ぐらいの年になってから食べたって、どうってことないわけです。それが効果があらわれるころには、ほかの病気で大体おかしくなっている年ですから。でも、胎児、乳幼児、そして発育時の子供たちには、そういうものを食べさせるということは非常に恐ろしいわけです。

それで、放射能汚染の食品が給食に入っていないかどうかということに関しては、これ、子を持つ親、親御さんの、ちょうど何ていうのか、薄墨を流すような漠然とした不安というのは、これはもう、否定し切れなないと思うんです。それで、そういう不安を払拭するために、やはり、厚岸町において、給食食材にはそういうようなものはありませんよということをきちんと、単に抽象的な話ではなくて、こうですからこうなんですよということを言ってやらなきゃなんない、見せてあげなきゃなんない、そういう責務が私はあると思うんですが、この放射能の問題に対しては、どのようなところでどのような調査をして、どのような保障をして、そして給食食材として利用しているのか、このあたりを明確に教えていただきたいんです。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） 給食食材の放射能の影響の部分でございますけれども、まず、極力、放射能の影響の考えられる1都16県でしょうか、の食材は使わないということが一番よろしいわけですが、なかなか、冬場の野菜の不足する部分につきましては、そうもいかないというような中で、極力という中で使わないで、業者のほうにもお願いしてございますが、ただ、その1都16県の中で使うとすれば、町内業者のほうにも申し入れていますけれども、流通ルートをまず確認していただくという、その中で、検査状況も確認してほしいと。それから、常時、北海道のほうの教育委員会の放射能検査の状況サイトがございますので、その辺も確認してございますけれども、いずれにしても、基本的には現在の食糧流通におけます安全基準に基づいて調達しているわけでございますけれども、その中でも食品の放射能関係、それから情報収集、関係機関からの情報を注視しながら進めているという状況でございます。

なお、保護者からの要請もございました。それで、食材の放射能検査をしようということでは進んだわけですが、とにかく高額な機械ということになって検討していたところ、独立行政法人国民生活センターのほうから貸し出しますよというようなことで、早速手を挙げさせていただきましたが、当初は、本当に東北周りの町村でいっぱいですから、幾ら手を挙げても無理ですよと言われておりましたけれども、4次まで手を挙げ続けまして、今回、標茶、厚岸、弟子屈、この3町が借りることになりました。ただ、ちょっと手続、それから納品の関係が遅れていまして、10月末ぐらいに設置ということになってございます。

ご質問者がおっしゃられるように、この検査をした後の公表ですとか、それから、今現在調達している食糧の状況ですとかというものをやはり、結果を公表していくということで、ただ、どのように公表していくかというのが、非常にデリケートな問題も含まれておりますので、この辺も研究しながら、10月末に入ったとすれば、ちょっとはっきりは言えませんが、できるだけ早い期間にそういう公表のシステムをつくって、保護者の方々も含めた認識をいただければなというふうに考えているところでございます。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

10款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費。
6番、堀委員。

- 堀委員 ここで、5月6日に発生した雷による被害というものが、これは厚生労働施設にあったわけですが、この発生の状況について、もう少し詳しく説明していただきたいんですけども、お願いします。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 民生施設災害復旧費のうち、まず厚岸保育所の災害復旧事業についてご説明をさせていただきます。

罹災日時は、本年5月6日18時ころというふうに考えております。夕方から夜にかけて雨が降り、雷が聞こえ始め、周辺施設に大音響とともに稲妻があったのを近くの住民が目撃している。次の日の朝、火災警報器通報装置のランプが消滅しているのに気づき、業者に連絡したところ、火災報知受信機及び通報装置が故障していたものでございます。

すべて言ったほうがいいですか。（堀委員「そうですね」と呼ぶ）そうですね。

これが厚岸保育所の関係でございます。

次に、太田へき地保育所でございますけども、罹災日時は、5月6日4時ころであります。5月6日の夕方の落雷のため、太田地区が停電となり、翌日、太田地区の停電は復旧していたが、保育所は停電状態だった。電気がつかないため、ブレーカーを入れ直したが戻らず、業者に連絡したところ、漏電ブレーカーが落雷のため故障し、また、テレビブースターも故障していたというものでございます。

次に、友遊児童館でございますけども、罹災日時は5月6日18時ころ、午後2時ころから激しい雨が降り、3時ころから雷が聞こえ始め、3時ころから稲妻があちらこちらの空で見られた。音が大きいものは、建物も振動するほどの雷だった。落雷後から事務室に設置している火災報知受信機が鳴り出し、復旧の定位置に戻しても戻らず鳴り続け

ていたため、業者に連絡したところ、火災報知受信機が故障していたという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、5月6日にこれら3施設には、施設に直接雷が落ちたんじゃなくて、周辺の落ちたやつが、いわゆる誘導雷というのが発生したために、火報とかブレーカー、テレビブースターなどが壊れたということらしいんですけども、今回、復旧といった中では、各それぞれが修繕料として上げられているんですけども、これらは、災害にはなるかもしれないといった中では、原形復旧といった中ではそんなのかもしれないんですけども、ただ、一度こういうふうに誘導雷とかの被害が起きた段階で、じゃ、次からは起きないように対策というものは、何かしら取ろうということは考えているのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まだ具体的な方針を決めてございませんけども、建物には避雷針というものをつけることによって、雷を避けることもある程度はできるだろうというふうに考えております。現状では、20メートル以上の建物にはつけるようになっていくところでございます。

こういった今回のことを踏まえて、避雷針で、ちょっと値段等はまだ確認してはいないんですけども、そういう方法があれば、今後の維持管理上そういった対応を検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 建物に直接落ちる雷だと、避雷針を立てればいいんですよ。ただ、今回のように直接落ちなくて、どこか付近の地面とかに落ちたものとかが誘導雷として来るようなものに避雷針を立てても、全然効果がないという話になってしまうと。

雷の被害を軽減するための対策といった中では、等電位ボンディングという、何か、そういう対策とか、SPDという、これは避雷器というのかな、そういうものを各電気施設の入りと出というのかな、そういうところにつけることによって、要は過電流が来たときに、それが壊れてしまうことによって、その機器自体を守るというようなものだと思うんですけども、例えばこういうような対策というものがとられるべきだというふうに言われていると思うんです。

最近の施設であれば、恐らくそういうものというものは、ある程度の対策というのとはとられていると思うんですけども。今回、これらの施設といったものの中で、これは学校もそうなんですけれども、それらの対策というものがとられないがために、たまたまこれは火災とかに結びつかなかったからいいんですけども、そのような災害が起きてしまったといったときには、やはり、雷対策というものをひとつ、とらなければなら

ないんじゃないのかなと。

建築基準法か何かでは確か、最近のものだと J I S 規格か何かがあって、等電位ボンディングというものを施設自体に架すとかというようなものがあるみたいなことも調べた中では載っていたんですけども、当然、昔の施設とかであればとられていない、この役場自体もその対策がとられているのかどうかというものもわからないんですけども。やはり町有施設において、こういう雷被害というものの中、特に最近であれば各施設においても電子機器や何かというものが、大変高額な電子機器、学校にしてもコンピューターを置いてあったりとかで高額な電子機器とかもあるといった中では、そのような対策というものをとるべきじゃないのかなというふうに思うんですけど。それとも、そういうものはとらないで、また雷が、直撃雷だけではなくて誘導雷やなんかでも来たときに、いやいや、電子機器がすべてパーになってしまって、災害共済とかも含めた中で災害復旧事業を申請するとかでも、そのようなことをするからいいんだというふうに考えるのかどうなのかという、ですから、雷の対策をとるのかどうかということをお教えいただきたいんですけども。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私のほうからご答弁申し上げます。

今、委員おっしゃったように、建築基準法の33条では、高さが20メートルを超える建築物には避雷針を設けなければならないと。設置に当たっては、高さ20メートルを超える部分のみの保護の対処をすればよいということで、法律上設ける規定があります。

今、委員おっしゃったように、建物に実際に、落撃からの保護角として60度で設置しなさいと、いろんな基準がございます。実態上、設けられないいろんな施設がございますが、それについて、今回のような落雷によるいろんな機器の災害というものはございまして、それらについては、今ここで言えることは、どういった状況のもとでそういった災害が発生しているか、どういった防ぎ方があるのかということ、それぞれの建物の条件だとかいろんな部分について検討しなければならない事項だというふうに考えております。（発言する者あり）

●委員長（谷口委員） いいんですか。

（堀委員「はい」と呼ぶ）

●委員長（谷口委員） 他に、1目ございますか。

（なし）

●委員長（谷口委員） なければ、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費。

6番、堀委員。

●堀委員 先ほどの厚生労働施設と同じように、学校としてそういう直撃雷、誘導雷からいかに施設を守っていくかといった中での対策というものを今後考えていくのかどうかというものを教えていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） ご質問者おっしゃいましたとおり、今回の雷被害、代表的にというよりも、ほとんど雷の被害の大部分は、おっしゃいました誘導雷というものに起因するものがほとんどだと言われてございます。

この誘導雷ですけれども、雷が落ちる、地中に行く、その段階で電磁界に異常を来した、その電磁界の異常がいろいろな線に入っていくわけです。これは、電話線ですとか通信線であったり、北電の電源線であったり、それから、アース線からも遡ってくるというようなさまざまな影響を与えるわけです。

そうしますと、ご質問者もおっしゃっておりました、例えば直撃雷には避雷針。ただ、避雷針であっても、これは、ここに落ちてくださいと誘導するわけですけれども、その誘導した雷が、これが悪さをしないとは、これもまた考えられないということになれば、この誘導雷に有効なのは、おっしゃるとおり避雷器というものを設備ごとにつけていかなければならない。そうすると、例えば、今回、うちで言えば、電気暖房の制御盤である I O コントローラーという、1 個結構する、高いものでして、その前につけると。ただしこれも、先ほど言いましたように電源部のほうから、それから通信線のほうからというようなことも含めますと、相当な数になってくるというようなこともありまして、実は災害復旧に当たりまして、電気業者さんともご相談させていただきましたけれども、これからの有効な手だてというものはないかといいますと、限りなくお金を使っていけばとにかくあるわけですけれども、そのバランスを考えたときに、今はどういう方法がいいのか。これはうちだけではなくて、最近も札幌で相当な雷の被害がございましたけど、これは、ビル全体でどういうふうな対応をとるかということが今課題となっております。

私どもも、やはり、今後、被害のあるたびに直していくことがどうなのか、それと、お金をかけてでも守っていくことがどうなのかということも、バランスを考えながら検討していきたいと思っておりますが、ただ、今言われているのは、完全にこれを防ぐことは無理だろうと言われてございます。その辺のところも考慮しながら研究してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

12款給与費。

（南谷委員「ほかにあるんですけれども」と呼ぶ）

●委員長（谷口委員） 進めますと言う前に言ってください。（南谷委員「進めますと言ったかい」と呼ぶ）

はい。（南谷委員「他にあるわけだからさ。だめですか」と呼ぶ）いや、いいですよ。（南谷委員「手挙げているんだから。だめだと言えはやめるし」と呼ぶ）そんな言い方……（南谷委員「いやいや、委員長の権限だからさ」と呼ぶ）

では、戻ります。公立学校のところですか。（南谷委員「いや、堀君と同じところですよ」と呼ぶ）だから、公立学校のところ。（南谷委員「はい」と呼ぶ）

それじゃ、9番、南谷委員。

●南谷委員 私も、6番堀委員と同じ思いでおったんですけれども、なかなか対応が難しいんだろうなという気がいたします。学校関係だけでも、厚岸小学校、真龍中学校、太田中学校と、地域がばらばらなんですよ。

雷、教育委員会も、保育所もそうだと思うんですけれども、今、津波の問題で、子供たちへの影響とか大変な難儀をされていると思うんですけれども、私は、ハードの面もそうなんでしょうけども、唐突で申しわけないんですけれども、最近の雷の事情というんですか、たまたま、このときは夜だった、生徒が、子供たちがおらんかったと。これらの対応について、最も教育委員会として今考えておられるのか、先生たちの対応とか、子供たちにどのようにとらえているのか、その1点だけ聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） 雷に対する教育という点でございますけれども、まず、安全第一ということであれば、学校管理下にある場合は校舎に入るといようなことを考えてございますが、もう一つは、従来、雷に対する考え方、例えば木の下に逃げなさいだとかという……（「逃げないの」と呼ぶ者あり）いや、昔は言われていたようなことが、今は常識的にもそんなことはできないといようなことも含めて、雷についてもさまざまながわかってきてございますので、そのようなところも先生方にも理解していただく中で、学校教育のほうにも取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。

次に、5ページ、第2条、債務負担行為の補正でございます。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。
次に、6 ページ、第3条の地方債の補正でございます。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
休憩します。

午後 3 時51分休憩

午後 3 時51分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。
次に、議案第58号 平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正。
3 ページ、事項別明細書をお開き願います。
4 ページ、歳入から進めてまいります。
歳入、ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、歳入を終わります。
歳出に移らせていただきます。6 ページです。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入について、皆さんございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） それでは、歳入を終わります。

6ページ、歳出であります。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） それでは、歳出、6ページに移らせていただきます。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 総体的にごございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 平成24年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） それでは、歳入を終わり、歳出に移らせていただきます。

6ページ、歳出。

ございませんか。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 1款、1項、7目包括支援事業費、介護予防支援ですか、この中で、保守点検委託料、マイナスの12万6,000円。先ほど税財政課長のご説明ですと、執行残という説明がございました。この内容について、もう少し詳しくお伺いをしたいと思います、よろしくお願ひします。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） まず、保守点検委託料12万6,000円の減でございますけども、

これは、補正前の額12万6,000円ということで、その当時、現行システムをそのまま再リースをしようとした場合のリース料でございました。これを、今年度、老人保健施設が新たに事業展開することになりまして、それを加えた保守点検契約等を行うことになりました。これは、心和園と老人ホームと包括支援センターで、それぞれのシステムを一括契約をしようということで4月に実施いただいたんですが、その結果、保守点検委託料というのが次の賃借料の中に含まれるというような形で契約が結ばれてございます。その結果、使用料及び賃借料で10万8,000円の減であります。補正前は32万円だったということでございます。これが、一括契約により10万8,000円の減となった内容でございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、保守点検委託料と使用料及び賃借料、今の説明ですと、病院と心和園と一括契約をすることで、この金額がどちらも下がってきたと、こういう理解をすればいいということなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） はい、今まで別々に行っていたものを一括をさせていただいた結果の入札執行残ということでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、当初予算よりも、そういうことが後からわかってというわけではないけど、そういう努力でこういう結果に至った、今の説明を聞きますと、私は、やはり、お互い連携し合って、少しでも経費の削減に努めていただいた。そういうことで、多いに結構なことだなと理解をさせていただきました。

こういうことであれば、説明のときに執行残ですという説明だけでは、金額が小さいからでなくて、せっかく内部で一生懸命やっているわけだから、胸張って説明をしていただかなければ理解できないんで、説明のときにそういう部分もしっかり説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 提案説明のときは、執行見込み額の減という説明にとどまっておりましたけど、今のご質問、趣旨を踏まえた中で今後のご説明に当たりたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第62号 平成24年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正。
3 ページ、事項別明細書をお開き願います。
4 ページの歳入。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。
次に、6 ページ、歳出。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算6件の審査は終了しました。

よって、平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午後4時01分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年9月7日

平成24年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長